

地理空間情報の二次利用促進に関する
ガイドライン
(測量成果等編)

平成23年9月
国土地理院

目次

1. 目的	1
1.1. 目的及び適用範囲	1
1.2. 本書の位置づけ(性格)	1
2. 本ガイドラインの読み方	2
2.1. 用語の定義及び関連法令の概要	2
2.1.1. 用語の定義	2
2.1.2. 関連法令の概要	4
2.2. 本ガイドラインの構成、使い方	7
3. 二次利用促進の観点からの測量成果等の整備・更新段階における留意点	8
3.1. 測量成果等の整備・更新の種類	8
3.2. 著作権等の権利処理上の留意点	10
3.2.1. 測量成果等に係る著作権の形態	10
3.2.2. 著作権法における測量成果等の著作物性の判断要素	11
3.2.3. 測量成果等の著作物性の判断基準	16
3.2.4. 著作権等の帰属に関する考え方	19
3.2.5. 著作権等の権利処理について	22
3.2.6. 権利制限の一般規定(フェアユース)との関連性	24
3.3. 財源上の留意点	27
3.3.1. 測量成果等の有効活用に向けた考え方	27
3.3.2. 補助金等により整備した測量成果等の取扱い	29
3.4. 提供・流通を見据えた民間事業者等との契約のあり方(標準的な契約等)	31
3.4.1. 新たに測量成果等を整備する場合	31
3.4.2. 地理空間情報を購入する場合	32
3.5. 測量成果等の更新における留意点	34
4. 二次利用促進の観点からの測量成果等の提供・流通段階における留意点	36
4.1. 著作権法上の留意点	36
4.1.1. 二次的著作物の権利処理及び提供・流通の際の契約上の著作権の取扱いについて	36
4.1.2. 二次利用の許諾を行う場合に留意すべき権利の内容等について	39
4.1.3. 著作物性がない場合の二次利用等の取扱い	41
4.2. 著作権等の権利の所在に関する留意点	42
4.3. 財産分類上の留意点	43
4.4. 提供・流通を促進する利用約款等のあり方	48
4.5. 提供・流通を促進する対価設定のあり方	53
5. 測量成果等の提供にあたっての管理等の取組について	54
6. 主な地理空間情報の利用・提供推進の考え方	57
6.1. 地図	57
6.2. 空中写真等	59
7. その他	61
7.1. ガイドラインの見直し	61
Q & A集	62

ガイドライン逆引き	76
一般的事項の利用しやすい記載例.....	77
著作権法上の考慮事項についての記載例.....	79

1. 目的

1.1. 目的及び適用範囲

国や地方公共団体等が整備・保有している地理空間情報には、行政の他部局や社会一般にとっても有用な情報が多く含まれているが、現状では、個人情報を含んでいるケース、著作権等の知的財産権の対象になっているケースが多いこと、また、その取扱いが明確になっていないこと等から、国や地方公共団体等が提供にあたって過度に反応し提供を躊躇することが地理空間情報の提供・流通の妨げになっている。

このため、「地理空間情報活用推進基本計画」(平成 20 年 4 月 15 日閣議決定)において、地理空間情報の二次利用を進めるためには、情報を保有する部局が提供に努めるだけでなく、様々な主体が作成した地理空間情報を円滑に提供し、流通させるためのルールを明確にすることが必要であり、国民が適切にかつ安心して利用できる地理空間情報の流通のためには、著作権等の知的財産権等に関する取扱いの観点等もふまえた情報提供のルールを確立することが必要であるとされている。

本ガイドラインでは、地理空間情報のうち特に国、地方公共団体等で多く用いられている、1/2,500 都市計画基図のような大縮尺地図、空中写真(オルソ画像含む)、衛星画像の測量成果等の円滑な整備・更新・提供・流通の際に知的財産権に関して配慮すべき事項等について、地理空間情報活用推進基本法及び測量法の規定の趣旨を踏まえ、その二次利用の促進を図ることを目的として整理し、整備・更新する場合と提供し、流通させる場合の留意点等について取りまとめを行ったものである。

なお、二次利用の範囲は、地理空間情報のうち測量成果等について国、地方公共団体等が利用する場合と、他者(国民等)が利用することを対象としている。

1.2. 本書の位置づけ(性格)

地理空間情報活用推進基本計画では、目指すべき地理空間情報高度活用社会の具体的な姿として、「国土の利用、整備及び保全の推進等」「行政の効率化・高度化」「国民生活の安全・安心と利便性の向上」「新たな産業・サービスの創出と発展」の 4 つを掲げている。

国民生活の向上及び国民経済の健全な発展を図るための不可欠な基盤である(地理空間情報活用推進基本法第 3 条)地理空間情報は、インターネットの普及によって利用環境も大きく変化しつつあり、市民への行政サービスを効果的に実現するためにも、その更なる有効活用が求められている。

このような行政サービス向上のためには、国、地方公共団体等が、社会一般に対し、インターネット等を通じて地理空間情報を可能な限り無償又は低廉な価格で提供することが望ましい。

本ガイドラインは、地理空間情報のうち特に測量成果等の社会への普及促進を意図しており、国、地方公共団体等における知的財産権等の取扱いや処理の方法等、また提供に際しての標準的な考え方や方法等について、政府のガイドラインと整合を図り、実務上の事例を交えて紹介するものである。なお、実際の測量成果等の提供にあたっては、国、地方公共団体等が関係法令に従い適切に行うべきものである。

2. 本ガイドラインの読み方

2.1. 用語の定義及び関連法令の概要

2.1.1. 用語の定義

本ガイドラインにおいて使用する主な用語を以下のように定義する。

- 【地理空間情報】** 「地理空間情報活用推進基本法」第2条第1項の定義による。
「この法律において「地理空間情報」とは、第1号の情報又は同号及び第2号の情報からなる情報をいう。
一 空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報（当該情報に係る時点に関する情報を含む。以下「位置情報という。」）
二 前号の情報に関連付けられた情報」
- 【基本測量】** 「測量法」第4条の定義による。
「すべての測量の基礎となる測量で、国土地理院の行うものをいう」
- 【公共測量】** 「測量法」第5条の定義による。
「基本測量以外の測量で次に掲げるものをいい、建物に関する測量その他の局地的測量又は小縮尺図の調製その他の高度の精度を必要としない測量で、政令で定めるものを除く。
1. その実施に要する費用の全部又は一部を国又は公共団体が負担し、又は補助して実施する測量
2. 基本測量又は前号の測量の測量成果を使用して次に掲げる事業のために実施する測量で国土交通大臣が指定するもの
イ 行政庁の許可、認可その他の処分を受けて行われる事業
ロ その実施に要する費用の全部又は一部について国又は公共団体の負担又は補助、貸付けその他の助成を受けて行われる事業」
- 【公共測量作業規程】** 公共測量を実施する上で測量の方法・計算方法・観測機器等について規定したもの。
- 【作業規程の準則】** 公共測量作業規程の規範例を示したもの。
- 【製品仕様書】** 電子地図等の求める製品の仕様を詳細に記述したもの。製品仕様書には、「設計図」としての役割と、「取扱い説明書」としての役割がある。製品仕様書に記述すべき項目には、成果データの構造、要求品質、データ形式などがある。
- 【基盤地図情報】** 「地理空間情報活用推進基本法」第2条第3項の定義による。
「地理空間情報のうち、電子地図上における地理空間情報の位置を

定めるための基準となる測定の基準点、海岸線、公共施設の境界線、行政区画その他の国土交通省令で定めるものの位置情報（国土交通省令で定める基準に適合するものに限る）であって電磁的に記録されたものをいう。」

- 【統合型 GIS】 地方公共団体が利用する地理空間情報のうち、複数の部局が利用する基盤的な地理空間情報を各部局が共用できる形で整備し、利用する横断的なシステム。
- 【提供】 測量成果等の刊行、供覧、Web 公開及び謄抄本交付を指す。
- 【刊行】 印刷物を広く入手可能な状態に置くことを指す。測量法第 27 条第 2 項では、基本測定の測量成果のうち地図その他一般の利用に供することが必要と認められるものについて刊行することが義務付けられている。
- 【流通】 刊行された測量成果が広く世間に通用することを指す。
- 【二次利用】 二次利用とは、国、地方公共団体等が本来の行政目的で整備した基本測量及び公共測量成果を第三者がその行政目的とは異なる目的で利用することを指す。
- 【二次的著作物】 二次的著作物とは、著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう(著作権法第 2 条第 1 項第 11 号)。著作物性のある測量成果等に新たな著作物性のある情報等を付加したり加工を施したものが二次的著作物となる。他人の著作物を加工等する場合には、翻訳権・翻案権者等（第 27 条の権利を持つ人）の許諾が必要である。
- 【オルソ画像】 地図と重ね合わせることでできるよう正射変換された空中写真(画像)。

2.1.2. 関連法令の概要

(1) 地理空間情報活用推進基本法

目的

地理空間情報の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として定められた法律である。

地理空間情報との関連性

GISに係る基本的な施策として、以下が規定されている。

- ・ 国は、基盤地図情報の整備に係る技術上の基準を定め、整備・更新等の施策を講ずること。(第16条)
- ・ 国及び地方公共団体は、行政の地図関連業務における基盤地図情報の相互活用に努めること。(第17条)
- ・ 国及び地方公共団体は、地理空間情報の円滑な流通に必要な施策を講ずること。特に、国は、その保有する基盤地図情報等を原則としてインターネットを利用して無償で提供するものとする。(第18条)

また、同法第9条の規定に基づき、平成20年に閣議決定された地理空間情報活用推進基本計画において、地理空間情報の活用の推進に関する施策についての基本的な方針及び今後の地理空間情報の活用の推進に関する施策の具体的な展開が記されている。

(2) 測量法

目的

国や地方公共団体等が行う測量について、測量の正確性の確保と精度の向上や、測量成果の利用促進と測量の重複の排除などを目的とし、我が国の測量の基準や測量体系を定めた法律である。

地理空間情報との関連性

同法において、「測量」、「基本測量」、「公共測量」、「測量成果」、「測量記録」の定義がされている他、基本測量及び公共測量に関する必要な行為や手続等が規定されている。

平成19年に行われた一部改正において、測量において得られた成果の活用を一層促進するため、国が作成した地図等の基本測量の測量成果をインターネットにより提供する制度の創設、地図等の測量成果の複製等に係る規制の合理化等が行われた。

(3) 国有財産法

目的

国有財産の取得、維持、保存及び運用（以下管理という。）並びに処分についての基本的事項を定めた法律である。

地理空間情報との関連性

国有財産とは、国の負担により国有となった財産又は法令の規定により、若しくは寄附により国有となった財産をいい、国が著作権（財産権）を有する地理空間情報の著作権（財産権）が国有財産法の対象とする財産となる場合がある。

国有財産は「行政財産」と「普通財産」とに分類される。「行政財産」は各省各庁がその行政目的を遂行するために使用するもので、さらに「公用財産」、「公共用財産」、「皇室用財産」、「企業用財産」の4つに分類される。「普通財産」は、行政財産以外の一切の国有財産をいう。

なお、国土地理院の地形図等の著作権（財産権）は、行政財産に分類され、国の事務・事業の用に供するものであることから公用財産として管理が行われている。

(4) 地方自治法

目的

国と地方公共団体との間の基本的関係の確立、地方公共団体における民主的・能率的な行政の確保と健全な発達の保障を目的として定められた法律である。

地理空間情報との関連性

同法は、地方自治に関する組織及び運営についての基本・根幹的事項を定めている法律であり、地方公共団体の財産についてもその内容とその管理及び処分の原則、公有財産についての範囲及び分類を規定している。その範囲は国有財産と類似しており、地方公共団体が著作権（財産権）を有する地理空間情報の著作権（財産権）が地方自治法の対象とする財産となる場合がある。

公有財産は、「行政財産」と「普通財産」とに分類される。「行政財産」は、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、「普通財産」は行政財産以外の一切の公有財産をいう。

(5) 知的財産基本法

目的

知的財産の取扱いに関する国や地方公共団体、大学などの責務の明確化や、「知

的財産戦略本部」の設置による知的財産の創造・保護・活用に関する施策の実施などを目的に定められた法律である。

地理空間情報との関連性

知的財産権には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、育成者権等が含まれ、このうち思想・感情の創作的表現を保護するものである著作権が関連する。

(6) 著作権法

目的

著作物等に関する著作者の権利及び隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利保護を図ることで文化の発展に寄与することを目的に定められた法律である。

地理空間情報との関連性

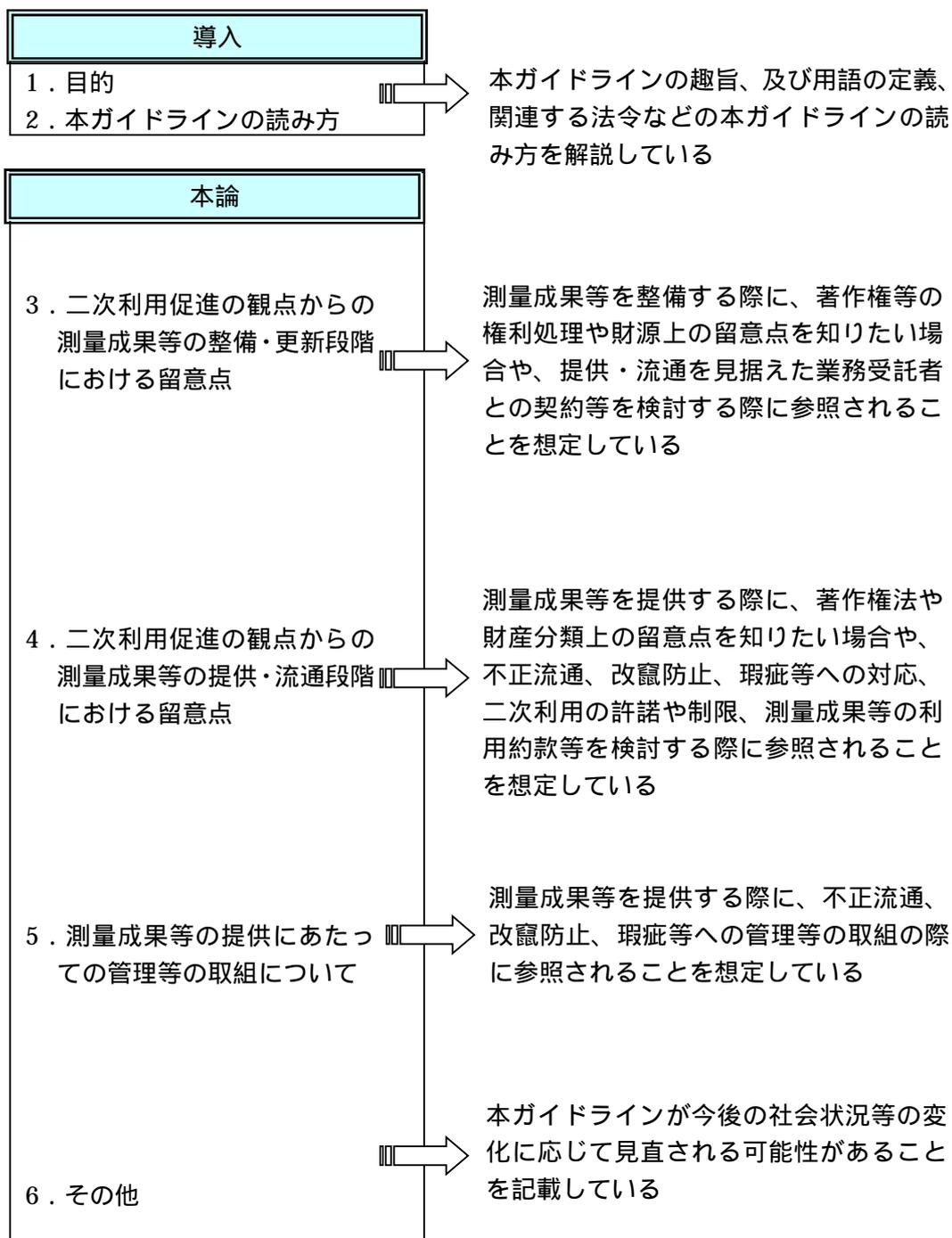
現行の著作権法が制定された際に、同法第 10 条において「地図」が著作物の例示として明記され、また、さらに昭和 61 年の改正で同法第 12 条の 2 においてデータベースの著作物に関する条文が付加された。

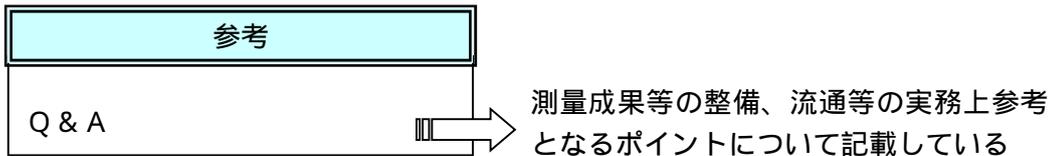
著作権法における用語の定義については、第 2 条に規定され、測量成果に関連する事項である、「著作物」(2 条 1 項 1 号)、「著作者」(2 条 1 項 2 号)、「公衆送信」(2 条 1 項 7 号の 2)、「自動公衆送信」(2 条 1 項 9 号の 4)、「送信可能化」(2 条 1 項 9 号の 5)、「データベース」(2 条 1 項 10 号の 3)、「二次的著作物」(2 条 1 項 11 号)、「複製」(2 条 1 項 15 号)等が定義されている。

また、第 2 章では、その他、著作者の権利の内容(第 3 節)、著作者人格権(第 3 節第 2 款)、保護期間(第 4 節)、著作権(財産権)の譲渡及び消滅(第 6 節)、権利の行使(第 7 節)、登録(第 10 節)等について、それぞれ節を構成しての規定している。

2.2. 本ガイドラインの構成、使い方

本ガイドラインは次のような構成である。





3. 二次利用促進の観点からの測量成果等の整備・更新段階における留意点

本ガイドラインでは、1/2,500 都市計画基本図のような大縮尺地図、空中写真（オルソ画像含む）及び測量成果には含まれないが空中写真と似た衛星画像を「測量成果等」と記す。これら測量成果等の二次利用促進の観点から、整備・更新段階における著作権法上の留意点を 3.1 から 3.4 に示す。

3.1. 測量成果等の整備・更新の類型

国、地方公共団体等が測量成果等を整備・更新する際には、主に以下の 4 つのケースが想定される。

- 国、地方公共団体等が自ら測量成果等を整備する場合
- 国、地方公共団体等が民間事業者等に外部委託して測量成果等を整備する場合
- 国、地方公共団体等が民間事業者等から地理空間情報を購入する場合
- 国、地方公共団体等が民間事業者等と共同で測量成果等を整備する場合

本ガイドラインでは、上記の から の 4 つのケースを念頭に、測量成果等が著作権法上の著作物となる場合の著作権等の帰属先及び権利処理についての考え方を整理する。

国、地方公共団体等が測量成果等の整備・更新を民間事業者に委託した際は、適切な著作権の権利処理をする必要がある（詳細は「3.4 提供・流通を見据えた民間事業者等との契約のあり方」を参照。）ことから、測量成果等の整備・更新の類型に応じた、民間事業者との権利処理上の留意点を、次項に整理した。

		民間事業者に委託した際の契約時における著作権の権利処理のパターン		
		民間事業者等から発注者に測量成果等の著作権等を全部譲渡するように定める場合 (パターン A)	測量成果等の著作権等の持ち分の一部を譲渡させ、民間事業者等との共有にする場合 (パターン B)	測量成果等の著作権等を発注者に譲渡させず、民間事業者等のみにも帰属させるが、発注者の業務利用を可能にする場合 (パターン C)
測量成果等を整備する際のパターン	自ら測量成果等を整備する場合 (パターン)	該当しない	該当しない	該当しない
	民間事業者等に外部委託して測量成果等を整備する場合 (パターン)	<ul style="list-style-type: none"> 著作権が発注者に譲渡されることを整備時の契約等で定めておく必要がある 二次的著作物の利用に関する原作者の権利については提供時の契約書等に明示的に記載しておくことと良い 著作者人格権については、譲渡することができないが、事前の契約等によって不行使契約を行うことが可能であるため、著作者人格権を行使しないことを契約書類において予め明確に規定しておく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 測量成果等の整備を行ったすべての著作権者間で、あらかじめ著作権等の持分を含む権利の処理について合意を得ておく必要がある。 測量成果等の利用方法について共有者となる民間事業者等との間であらかじめ定めておく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 契約書類に著作権の帰属先は民間事業者であることの明記が必要である 整備した測量成果等の取扱いについて、協定書等で使用許諾条件、瑕疵、測量成果等の使用料について定めておくことが重要である。 発注者が協定書等で取り決めた目的以外の利用の場合、民間事業者者に利用申請が必要となるため、仕様許諾条件等の取決めを明確にしておくことが重要である。
	民間事業者等から地理空間情報を購入する場合 (パターン)	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者が事業縮小等の理由で、地理空間情報のすべての権利(知的財産権等)を付してデータを売却する場合などでは、購入した地理空間情報の著作権について確認をする必要がある。 地理空間情報の利用の円滑化の観点から、購入した地理空間情報が一次著作物である場合は、著作者人格権を行使しないことと、著作権(財産権)について譲渡させることを契約等で定めておく必要がある 購入した地理空間情報が二次著作物である場合は、地理空間情報の更新、提供し、流通させるにあたり、原作者の権利を適切に処理しておくことと、購入した二次的著作物の著作者が著作者人格権を行使しないように調達仕様書に明記しておくこと 	該当しない	<ul style="list-style-type: none"> 地理空間情報の購入を予定している場合は、購入しようとする地理空間情報の販売元に対して、地理空間情報の仕様、使用目的、使用環境を明記した調達仕様書を示す必要がある。 購入した地理空間情報の利用に当たっては、購入した地理空間情報の使用許諾書に明記された内容に準拠する。
	民間事業者等と共同で測量成果等を整備する場合 (費用を分担し合った場合) (パターン)	<ul style="list-style-type: none"> 創作性のある表現行為が共同で行われて整備された場合の測量成果等は、著作権法上の共同著作物となり、整備を行ったすべての機関が著作権を共有することになる。 地理空間情報の利用の円滑化の観点から、国、地方公共団体等と民間企業等に帰属している著作者人格権を行使しないこと又は発注者側に著作者人格権を代表して行使する者を定める(著作権法第64条3項)ことを契約等で定めておく必要がある。 地理空間情報の利用の円滑化の観点から、著作権(財産権)については、国、地方公共団体等に譲渡させることを契約等で定めておく。 	<ul style="list-style-type: none"> 創作性のある表現行為が共同で行われて整備された場合の測量成果等は、著作権法上の共同著作物となり、整備を行ったすべての機関が著作権を共有することになる。 共同で整備した測量成果等が著作権法の共同著作物となる場合は、共同著作物の著作権とその他共有に係る著作権(以下「共有著作権」)の行使について、共有著作権の共有者全員の合意を得る必要がある 測量成果等の取扱いで、協定書等に使用許諾条件、瑕疵、測量成果等の使用料について定めておく必要がある 発注者が協定書等で取り決めた目的以外の利用の場合、民間事業者者に利用申請が必要となるため、仕様許諾条件等の取決めを明確にしておくことが重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 創作性のある表現行為が共同で行われて整備された場合の測量成果等は、著作権法上の共同著作物となり、整備を行ったすべての機関が著作権を共有することになる。 共同で整備した測量成果等が著作権法の共同著作物となる場合は、共同著作物の著作権とその他共有に係る著作権(以下「共有著作権」)の行使について、共有著作権の共有者全員の合意を得る必要がある 契約書類に著作権の帰属先は民間事業者であることの明記が必要である 整備した測量成果等の取扱いについて、協定書等で使用許諾条件、瑕疵、測量成果等の使用料について定めておくことが重要である。 発注者が協定書等で取り決めた目的以外の利用の場合、民間事業者者に利用申請が必要となるため、仕様許諾条件等の取決めを明確にしておくことが重要である。

公共測量成果の使用・複製にあたっては、著作権の処理とあわせて測量法の定めるところにより、測量計画機関の使用・複製承認が必要である。

3.2. 著作権等の権利処理上の留意点

3.2.1. 測量成果等に係る著作権の形態

測量成果等は、著作物に該当する場合に著作権法で保護される。測量成果等が該当する可能性があるのは、以下の著作物である。

地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
写真の著作物
データベースの著作物

著作権法第2条第1項第1号において、著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義されているが、さらに以下の事項をすべて満たすものである必要がある。

- (1) 「思想又は感情」を表現したものであることから、単なるデータが除かれる。
- (2) 思想又は感情を「表現したものであること」から、アイデア等が除かれる。
- (3) 思想又は感情を「創作的」に表現したものであることから、他人の作品の単なる模倣が除かれる。
- (4) 「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」に属するものであることから、工業製品等が除かれる。

(文化庁ホームページ：著作権制度の概要より引用)

測量成果等が、「思想又は感情を創作的に表現したものとみなされる場合には、著作権法第10条で例示として挙げられている著作物のうち「地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物」や「写真の著作物」に、また、同法第12条の2の「データベースの著作物」に該当しうる。

なお、データベースとは、「論文、数値、図形その他の情報の集合体であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」(著作権法第2条第1項第10号の3)をいい、その情報の選択又は体系的な構成に創作性が認められる場合に、データベースは著作物として保護される。

著作権法(抜粋)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

(著作物の例示)

第十条 この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

(中略)

- 六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物

(中略)

- 八 写真の著作物

(編集著作物)

第十二条 編集物(データベースに該当するものを除く。以下同じ。)でその素材の選択又は配列によって創作性を有するものは、著作物として保護する。

2 前項の規定は、同項の編集物の部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

(データベースの著作物)

第十二条の二 データベースでその情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものは、著作物として保護する。

2 前項の規定は、同項のデータベースの部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

3.2.2. 著作権法における測量成果等の著作物性の判断要素

- 地図の著作物性を判断するポイントは、「素材の取舍選択」、「素材の配列」、「素材の表現」、「レイアウト」の4つに類型化され、いずれかに個性が現れ創作性も認められる場合には、著作物性が認められる。
- 空中写真の著作物性を判断するポイントは、「主題の決定」や「被写体・構図等の選択」について、個性が現れ創作性も認められる場合には、著作物性が認められる。
- データベースの著作物性を判断するポイントは、「情報の選択」や「体系的な構成」について、個性が現れ創作性も認められる場合には、著作物性が認められる。

測量成果等が著作権法で保護される著作物となるかどうかについて、著作権法の規定を理解した上で様々な測量成果等の一つ一つの創作性を判断することは非常に困難であることから、測量成果との類似性が高い過去の裁判例で示されている著作物性の判断要素について、以下に示す。

(1) 地図一般の著作物性の判断要素

「地図は、個性的な表現の余地が少なく著作権法による保護を受ける範囲が狭いのが通例」と言及している裁判例もあるが、文字や配色、記載する情報内容、それらの取舍選択などにおいて作成者の創意と個性が表出している場合、地図の著作物性が認められている。測量成果としての地図についてもそこに創作性があれば著作物となり得る。

例えば、昭和53年9月22日の富山地方裁判所判決「昭和46年(ワ)第33号 著作権侵害排除等請求事件」¹の裁判例では、地図は個性的表現の余地が少なく著作権による保護を受ける範囲が狭いのが通例と言及されているが、素材の取舍選択や配列等に関する創作性が表出されている場合に、地図の著作物性が認められるとしている。

また、平成18年5月31日の知的財産高等裁判所判決「平成17年(ネ)第10091号 請負代金等請求控訴事件」²の裁判例では、建物の表現方法、文字や配色、記載する情報内容、

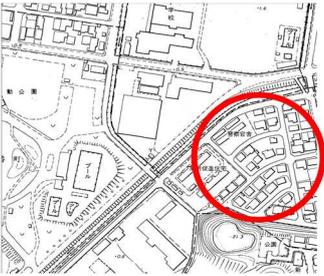
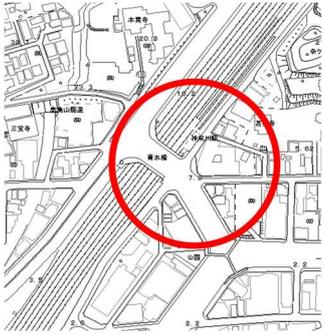
¹「被告会社が富山市及び高岡市で最初に発行した住宅地図が原告の本件住宅地図の著作権を侵害するかどうか争点となった事件」

²被控訴人の制作委託契約に基づく報酬未払い代金等の支払いを認め、本件空港案内図の著作物性・類似性・翻案検討を理由とする著作権侵害についての控訴人の主張は認められないとして、原判決を一部変更容認し控訴棄却した事件

それらの取捨選択などにおいて作成者の創意と個性が表出している場合には、地図の著作物性が認められるとしている。

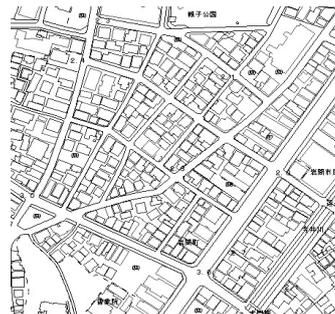
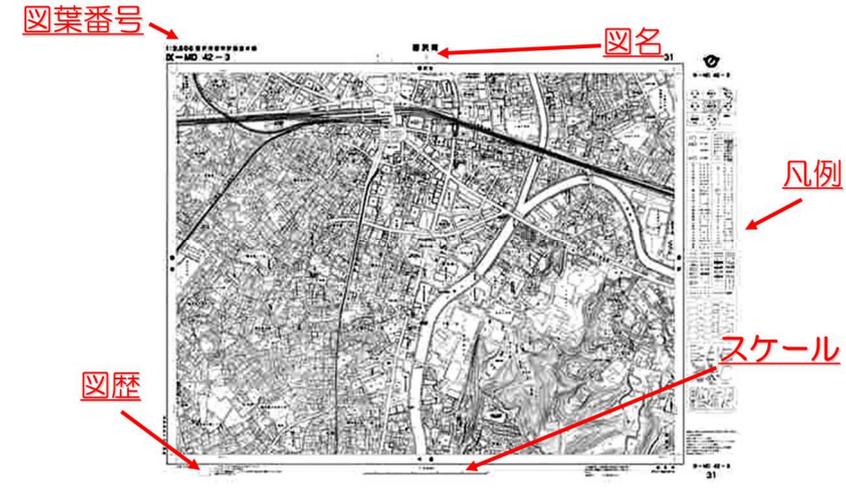
一方、昭和35年8月17日の名古屋高等裁判所判決「昭和35年(う)第306号、昭和35年(う)第307号 著作権法違反被告事件」³及び昭和54年3月30日の東京地方裁判所判決「昭和47年(ワ)第3400号 損害賠償請求事件」⁴の裁判例のように、広く使われている一般的な地図を利用もしくは編纂して作成したものや、定型的な書式や具体的な指示にしたがって作成しただけで、地図表現において創造的要素が見られないか、極めて希薄な場合は、著作物性が認められないとしている。

上記の裁判例を含め、これまでの裁判例を対象として判決要旨により整理した結果から、地図の著作物性を判断するポイントは、「素材の取捨選択」、「素材の配列」、「素材の表現」、「レイアウト」の4つに類型化され、いずれかに個性が現れ創作性も認められる場合には、著作物性が認められる。判断ポイントの事例を下表に示す(このような行為に作業者の個性が現れ、創作性が認められる場合に著作物に該当する可能性が高い)。

判断ポイント	都市計画基本図	2万5千分1地形図
素材の取捨選択 (地物の取捨選択の例)		
縮尺1/2500で描画する都市計画基本図では、一定の決まりに基づく全ての建物を忠実に描くが、2万5千分1地形図では、全ての建物ではなく、一定の決まりに基づき描く建物を取捨選択している。したがって、都市計画基本図では作業者の創作性を発揮する余地が限りなくないが、2万5千分1地形図では創作性を発揮する余地は大幅に制限されるものの、作業者の個性を表現した創作性が認められる可能性が少なからずある。		
素材の配列(地物の転位の例)		

³原告が作成した単なる市街図とは異なる独自の考案を施した名古屋市住宅案内図帳を、被告が原告に無断で若干の修正及び増減を加え表題を付した模造物を謄写印刷して作成した行為が、原告の著作権を侵害しているかどうか争点となった事件

⁴被告出版会社の指示に基づき製図家として作業に従事した原告が、法人(職務)著作の要件を満たしているかどうか争点となった事件

	<p>縮尺 1/2500 で描画する都市計画基本図では、道路や鉄道等が混み合っている場合でもほぼ真位置に描くことが可能だが、2万5千分1地形図では、道路や鉄道など、一定の太さを持っている地図記号で描くため、重ならないように一定の決まりに基づき転位している。したがって、都市計画基本図では作業者の創造性を発揮する余地が限りなくないが、2万5千分1地形図では創造性を発揮する余地は大幅に制限されるものの、作業者の個性を表現した創造性が認められる可能性が少なからずある。</p>	
<p>素材の表現（総描の例）</p>		
	<p>縮尺 1/2500 で描画する都市計画基本図では、建物が混み合っている場合でも一定の決まりに基づく全ての建物を忠実に描きませんが、2万5千分1地形図では一定の大きさの記号で描くことから建物の配置等の表現ができないため、一定の決まりに基づき建物をまとめて表現（総描）している。したがって、都市計画基本図では作業者の創造性を発揮する余地が限りなくないが、2万5千分1地形図では創造性を発揮する余地は大幅に制限されるものの、作業者の個性を表現した創造性が認められる可能性が少なからずある。</p>	
<p>レイアウト（地図の整飾やサイズの例）</p>	 <p>一般的に地図はその整備目的に応じて、地図のサイズや図名、凡例、スケール等をどこに配置するかなど、レイアウトが決められている。例えば、都市計画基本図の場合、作業規程等で詳細にレイアウトを規定することにより、作業者が創造性を発揮する余地が限りなくなる。</p>	

(2) 空中写真の著作物性の判断要素

一般に写真は主題の決定や被写体・構図等の決定、レンズ・カメラ・フィルム・シャッタースピード・絞りの選択等について個性が現れ創作性も認められる場合には、著作物性が認められるとされている。

空中写真そのものに関する裁判例はないが、類似するものとして写真の著作物性が論点となった代表的な裁判例を以下に示す。

<裁判例に見る著作物性の判断>

判例抜粋	事件名称
<u>主題の決定や被写体・構図等の選択について撮影者である原告の前記学問的観点からの個性が現れており、創作性も認められる。</u>	平成4年(ワ)第344号 (青森地方裁判所判決)
<u>事前に撮影効果を検討し、想定し、最も効果的な構図でシャッターを切る工夫をして撮影したものであり、思想又は感情を創作的に表現したものであるとして著作物性を有する。</u>	平成14年(ネ)第3296号 (東京高等裁判所判決)
写真から知り得るのは、結果として得られた表現の内容であり、撮影に当たってどのような技法が用いられたのかにかかわらず、静物や風景を撮影した写真でも、その構図、光線、背景等には何らかの独自性が表れることが多く、結果として得られた写真の表現自体に独自性が表れ、創作性の存在を肯定し得る場合がある。 創作性の存在が肯定される場合でも、その写真における表現の独自性がどの程度のものであるかによる。 <u>創作性が微少な場合には、当該写真をそのままコピーして利用したような場合にはほぼ限定して複製権侵害を肯定するにとどめるべきものである。</u>	平成17年(ネ)第10094号 (知的財産高等裁判所第4部)

上記の裁判例から、写真の創作性は、思想・感情の表現要素として、「主題の決定」や「被写体・構図等の選択」について創作性が判断されている。また、著作権法(有斐閣：中山信弘著)では、「被写体を単に写し撮った写真、固定式監視カメラ、自動証明写真、絵画の忠実な写真は著作物性が認められていない」、「撮影に高度なテクニックが必要であったとしても、高度なテクニック自身は著作権法で保護されない。」と示している。

測量作業として撮影される空中写真の著作物性においても同様の判断要素が適用されるものと考えられる。

(3) データベースの著作物性の判断要素

データベースとは「論文、数値、図形その他の情報の集合物」であり、その情報について情報の選択又は体系的な構成に創作性がある場合には、データベースの著作物に該当する可能性がある。

地理空間情報のうち、情報を集約して電磁的に記録されているものが該当する可能性がある。「電磁的に記録されているもの」とは、データとしてハードディスク等に記録されているものを指し、測量成果等には「電磁的に記録されているもの」として数値地形

図データや基盤地図情報があり、データベースの著作物に該当する可能性がある。

数値地形図データや基盤地図情報を構成している地物情報は、公知である事実の情報であるが、その情報について情報の選択又は体系的な構成に創作性がある場合には、データベースの著作物に該当する可能性がある。

データベースの著作物性については「情報の選択又は体系的な構成」(著作権法第12条の2第1項)について、個別の裁判例ごとに判断がされるが、測量成果等を対象にデータベースの著作物性について取り扱った裁判例は存在しない。

データベースの創作性が認められた裁判例としては、平成12年3月17日東京地裁判決の「平成8年(ワ)第9325号 著作権侵害差止等請求事件」、平成14年2月21日東京地裁中間判決の「平成12年(ワ)第9426号 データベース使用差止等請求事件」がある。前者は職業別電話帳の編集体系が争点となった事案、後者は、新築マンションに関するデータベースに著作権があるかが争点となった事案である。

上記の裁判例では、検索の利便性の観点から、独自の工夫がなされた情報分類体系によってデータを整理していること、他に同様の情報項目、同様の構成を有するデータベースが存在していないことが創作性を認める上での重要な判断基準としてあげられている。

一方、著作物性がないと判断された裁判例として、平成13年5月25日の東京地方裁判所中間判決「平成8年(ワ)第10047号 損害賠償等請求事件」⁵がある。日本国内において実在する四輪自動車に関する一定の情報を収録したデータベースについて、そのデータベースの著作物性が争点となった事案である。

上記裁判例では、情報の選択については、国内の自動車整備業者向けに製造販売される自動車のデータベースにおいて、通常されるべき選択であり特有のものとは認められないこと、他業者のデータベースにおいてもこれらのデータ項目が選択されていること、コード番号の付与においてもすでに選択された情報に付された番号にすぎないことから創作性が否定されている。また、体系的な選択については、通常ありふれた基準によってデータが並べられていることから創作性が否定されている。

上記した複数の裁判例で示されているようにデータベースの創作性は情報の選択又は体系的な構成について個別の事案ごとに判断されており、統一的な判断は示されていないものの、上記裁判例から類推するに「情報の選択」とは、著作者による素材選択の行為をいい、誰が行っても同じ選択結果になるものには、「情報の選択の幅」がないため、創作性が認められないと考えられる。「体系的な構成」に関しては、50音順、時代順、大項目から小項目等の「通常ありふれた基準によってデータが並べられている」場合においては、著作物性が生じないと考えられ、類似の他のデータベースの有無や同業他社が容易に作成できるか等の要素も勘案して創作性の判断がされることが一般的である。

ベクタ形式の地図データファイルは、公共測量作業規程準則や製品仕様書等により項目の取得基準が事細かく決められており、素材の選択又は配列に作業者が創作性を発揮できる範囲は極めて限定的であると考えられる。

⁵原告システムを被告会社が本件データベースを複製しているところ、この複製は、本件データベースの著作権を侵害するか又は不法行為を構成する。」として、(1)本件データベースの著作物性 (2)被告が本件データベースないしその車両データを複製したかどうか (3) 被告が本件データベースの車両データを複製したことが不法行為に当たるかが争点となった事件

(3-1) データベースの著作権侵害となる行為

国や地方公共団体では、測量成果のデータを整備・更新するために、元となる地理空間情報を他の行政機関から集めて様々な数値地形図等を整備している例が多い。他の行政機関から提供される電子データは、道路や建物など、複数の地物、地形情報がセットになっている。そのセットには整備しようとしている数値地形図等には不必要な項目も含まれているため、必要なデータを抽出する行為が必要になる。

この場合、データベースの著作権侵害に該当するか否かは、著作物性が反映されている部分を一体的に抜き出しているかが大きな判断要素になる。必要な項目のデータだけを抜き出す行為は、体系的な構成まで及ばない一部の電子データを抜き取っていることから、当該データには元の著作物性が反映されている可能性は低いと考えられるため、このような抜き出し行為は著作権侵害には該当しない。

一方、著作物性のあるデータベース全体、あるいは創作性がある部分を一体として複製した場合は、著作権（複製権）⁶の侵害に該当する可能性が高い。データベースの著作権侵害は、部分利用という形で現れることが多い。著作権侵害は、創作性のある部分が侵害された場合に生ずるのが基本であることから、データベースの著作権侵害は、他者が無断利用した部分に、情報の選択又は体系的構成について、もとの著作物の創作性が引き継がれていると認められる場合において該当すると考えられる。

3.2.3. 測量成果等の著作物性の判断基準

- 測量成果等の著作物性は、成果物の表現に創作性が認められるかどうか、すなわち「作業者の創作性が発揮される余地があるか」、及び「その表現が著作権法上の創作性と評価できるか」が判断基準となる。
- 仕様書（作業規程・図式を含む）などあらかじめ決められた仕様が存在する場合でも、その仕様における作業方法の規定の程度によっては、作業者の創作性が発揮される余地が生じる場合がある。
- なお、測量成果等の著作物性の有無は、その利用価値や精度とは直接関係はない。

著作権法上、著作物性が認められるには、「思想又は感情を創作的に表現したもの」という要件をみたす必要がある。

「思想」には技術的思想を含むとされているが、著作権法は表現を保護するものであり、技術的思想そのものや技術的思想に基づく「アイデア」については保護の対象としておらず、測量成果等を作成する上でのアイデアについては著作物性が認められることはない。あくまでも作業者のアイデア等に基づいて測量成果等に創作性が表出され、その著作物性が認められた部分を利用する場合以外には、著作権法の保護がおよぶものではない。

なお、「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」に属するものであることについては、高度

⁶ 著作権法第二十一条(著作者は、その著作物を複製する権利を専有する)で規定されている著作財産権。著作物の複製を許可できるのは、その著作者のみ。

なものであることを要求する意味ではなく、判例・学説においては「知的・文化的な包括概念の範囲」「知的・精神活動の所産全般」に入ると解すれば十分とされている。

測量成果等の著作物性はその表現の創作性によって判断され、創作性があると認められたもの限り著作物として保護されることになるが、測量成果等の著作物性の有無によって測量成果等の利用価値及び精度が変化することはない。

地理空間情報は著作物性の多寡に大きな差があるものの、著作物性の有無については、明確な判断が示されていないものが多いため、地理空間情報には著作物性があるものと想定して、著作権の権利処理を行っておくことが望ましい。したがって、以降は地理空間情報には著作物性があるものと想定の下に、解説を行うこととする。

なお、測量成果等に著作物性が無い場合の二次利用や再配布等の利用における留意点を、「4.1.3 著作物性がない場合の留意点」の項で記述した。

(参考：地図を著作物として認めた裁判例)

事件名称	判断のポイント
平成 17 年(ネ) 第 10091 号 (知的財産高等裁判所) 「請負代金等請求控訴事件」	<ul style="list-style-type: none"> ・ どの部分を切り取って案内図として提供するか ・ 建物の形状及び輪郭をどのように表現するか ・ 各種施設や情報のうちどれを掲載しどれを外すか ・ 矢印や色分けを含め、どのような説明を加えるか ・ ひとつの案内図としてデザインされた全体の「見た目」 (見易さなどに作成者の創意と個性が表出された。)
内容	
文字や配色、記載する情報内容、それらの取捨選択において作成者の創意と個性が表出している場合には、地図の著作物性が認められている。	

(参考：地図を著作物として認められないとした裁判例)

事件名称	判断のポイント
昭和 47 年(ワ) 第 3400 号 (東京地方裁判所) 「損害賠償請求事件(現代世界 総図事件)」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文字の位置、字隔、字列、文字の巧拙、線の太さなどに掛かる工夫は、その表現において創造的要素が見られないか極めて希薄
内容	
定型的な書式や具体的な指示の範囲で作成しただけで、地図表現において創造的要素が見られないか、極めて希薄な場合は著作物性が認められていない。	

(参考：地図が著作権の保護を受ける範囲が狭いとされた裁判例)

事件名称	判断のポイント
------	---------

<p>昭和 46 年(ワ)第 33 号 (富山地方裁判所) 「著作権侵害排除等請求事件 (富山市・高岡市住宅地図事 件)」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種素材の取捨選択 ・ 配列 ・ その表示の方法 ・ 掲載対象物の取捨選択
<p>内容</p>	
<p>「一般に、地図は、地球上の現象を所定の記号によって、客観的に表現するものにすぎないものであって、個性的表現の余地が少なく、文字、音楽、造形美術上の著作に比して、著作権による保護を受ける範囲が狭いのが通例ではある」とされ、また住宅地図については、「住宅地図の著作物性は、地図一般に比し、更に制限されたものと解される」とされている。</p>	

(参考：アイデアのみでは著作物と認められないとした裁判例)

<p>事件名称</p>	<p>判断のポイント</p>
<p>平成 20 年(ワ)第 12703 号 (大阪高等裁判所) 「著作権侵害差止等請求事件」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事件で争点となった図面は、比較された図面とは異なる表現で、内容や形式、本質的特徴が異なり、比較された図面の複製又は翻案したものではないと判断。 ・ 表現の方法そのものは、具体的な表現とは離れた抽象的なアイデアであり、著作権を主張し得ないと断じた。
<p>内容</p>	
<p>単なるアイデアのみでは、著作物性は認められず、“保護される著作物は、「思想又は感情」そのものではなく、これを「創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」を保護対象とするものである。”としている</p>	

3.2.4. 著作権等の帰属に関する考え方

測量成果等が「思想又は感情を創作的に表現したもの」として、著作権法で保護される著作物となった場合、著作者人格権及び著作権（財産権）は「著作物を創作する者（著作権法第2条第1項第2号）」である著作者に帰属する。なお、測量作業の経費をどこが負担したかという事実は、著作者人格権及び著作権（財産権）の帰属とは直接関係しない。

測量とは「土地の測量、地図の調製及び測量用写真の撮影」（測量法第3条）であり、測量成果とは「測量において最終の目的として得た結果」（同法第9条）である。

測量成果等に創作性が認められる場合は、地図（図形の著作物）、写真の著作物、データベースとしての著作物となり得る。

測量成果等が「思想又は感情を創作的に表現したもの」として、著作権法で保護される著作物となった場合、著作者人格権及び著作権（財産権）は著作者に帰属するが、「3.1 測量成果等の整備・更新の類型」で示した から の整備手法に応じて、著作物を創作する者に該当する主体が異なってくる。

国、地方公共団体等の公共測量計画機関の多くは、測量成果の作業方法を細かく定めた公共測量作業規程を定め、それに基づいて測量作業を（業務委託等含めて）行っている。ここでは、測量成果等が著作権法で保護される著作物である場合を想定し、整備手法に応じた著作者人格権及び著作権（財産権）の帰属についての考え方を、以下に整理することとする。

国、地方公共団体等が自ら測量成果等を整備する場合

その測量成果等に思想又は感情が創作的に表現されていると認められた場合は、著作者人格権及び著作権（財産権）は、国、地方公共団体等が原始的に有することになる。

国、地方公共団体等が民間事業者等に外部委託して測量成果等を整備する場合

この場合は、国、地方公共団体等（以下「発注者」という。）からの指示や監督の内容により、発注者側と受注者（以下「業務受託者」という）側のどちらが、「著作物を創作する者（著作権法第2条第1項第2号）」になるかが判断される。

以下に、それぞれのケースにおける著作者人格権及び著作権（財産権）の原始的な帰属先を示す。

1) 発注者が詳細な監督指示を出して作成するケース

例： 発注者自らが測量成果の企画を行い、詳細な仕様書（作業規程・図式を含む）を作成して発注を行い、実際の作業においても細部について事細かに具体的な作業指示を業務受託者（作業機関）に示して作業を行わせているなど、業務受託者の思想又は感情を創作的に表現する余地がない状態で作業を行わせている場合。

このケースでは、その測量成果等に思想又は感情が創作的に表現されていると認められた場合は、著作者人格権及び著作権（財産権）は発注者側に原始的に帰属する（発注

者が著作物を創作する者に相当する)。

2) 発注者が詳細な監督指示をせず、業務受託者に判断を任せたケース

例： 発注者が業務受託者に細かな指示をせずに業務受託者に判断を任せて作業を行わせている。

このケースでは、業務受託者に判断を任せて作業を行かせた箇所に著作物性が認められ、業務受託者の思想又は感情が創作的に表現されている場合は、その著作者人格権及び著作権（財産権）は業務受託者側に原始的に帰属する。

国、地方公共団体等が民間事業者等から地理空間情報を購入する場合

この場合は、その購入契約等において著作者人格権及び著作権（財産権）についての条項が明示されていれば、その内容に従うことになるが、契約に何ら明示されていなければ、その地理空間情報の著作者人格権及び著作権（財産権）の所在を確認する必要がある。

国、地方公共団体等が民間事業者等と共同で測量成果等を整備する場合

国、地方公共団体等が民間事業者等と共同で整備した測量成果等が著作権法による著作物となる場合は、その測量成果等の著作者人格権及び著作権（財産権）は、**国、地方公共団体等と民間事業者等に共有著作権として帰属する。**

(参考) 職務上作成する著作物の場合

著作者とは「著作物を創作する人」のことであり、著作者になり得るのは、通常、実際の創作活動を行う自然人たる個人である。

しかし、法人等（会社や国、地方公共団体等）の職員が、職務の遂行として作成したものが著作権法で保護される著作物となる場合は、一定の要件のもとで法人等を著作者とする旨の規定が設けられている。

参考：法人著作について（著作権テキスト 文化庁長官官房著作権課より抜粋）

著作者とは

著作者とは「著作物を創作する人」のことであるため、著作物の創作を他人や他社に委託（発注）した場合は、料金を支払ったかどうか等にかかわらず、実際に著作物を創作した「業務受託者側」が著作者となります。このため、発注者側が納品後にその著作物を利用するためには、そのための契約をあらかじめ交わしておくことが必要である。

法人著作（職務著作）

著作者になり得るのは、通常、実際の創作活動を行う自然人たる個人ですが、創作活動を行う個人以外が著作者となる場合が法律により定められています。例えば、新聞記者によって書かれた新聞記事や、公務員によって作成された各種の報告書などのように、会社や国の職員などによって著作物が創作された場合などは、

その職員が著作者となるのではなく、会社や国が著作者となる場合があります(第15条)。

しかし、会社や国の職員などが創作した著作物のすべてについて、会社や国などが著作者になるわけではありません。

次に掲げる要件をすべて満たす場合に限り、会社や国などが著作者になります。

(なお、プログラムの著作物については、公表されない場合も多いため、(d)の要件を満たす必要はありません。)

【法人著作の要件】

- (a) その著作物をつくる「企画」を立てるのが法人その他の「使用者」(例えば、国や会社など。以下「法人等」という)であること
- (b) 法人等の「業務に従事する者」が創作すること
- (c) 「職務上」の行為として創作されること
- (d) 「公表」する場合に「法人等の著作名義」で公表されるものであること
- (e) 「契約や就業規則」に「職員を著作者とする」という定めがないこと

(注) 著作権法上の「法人」について

著作権法上の「法人」には、「法人格を有しない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの」を含むこととされています(第2条第6項)。このため、自治会、PTAのような団体も著作者となる場合があります。

(職務上作成する著作物の著作者)

第十五条 法人その他使用者(以下この条において「法人等」という。)の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物(プログラムの著作物を除く。)で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時にける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

2 法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作者は、その作成の時にける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

3.2.5. 著作権等の権利処理について

測量成果等のうち著作権法で保護される著作物となるものについては、整備手法に応じて著作者人格権及び著作権（財産権）の帰属先が異なってくることもあるため、契約書類においてあらかじめ著作者人格権及び著作権（財産権）の帰属先や行使等の権利処理について、明確に規定しておくべきである

国、地方公共団体等が測量成果等の作成の外部委託や民間の地理空間情報の購入などにより測量成果等の整備・調達を行った結果、その測量成果等が著作権法で保護される著作物となる場合がある。この場合、測量成果等の調達、調製、利用及び提供の各段階で、契約書類において著作者人格権及び著作権（財産権）の帰属先や行使等について明確に規定することにより、測量成果等の利用・提供を円滑に進め、あわせて後日の紛争を未然に防止する必要がある。

さらに、国、地方公共団体等が民間事業者等から地理空間情報を購入する場合、若しくは著作物を原典資料として新たな測量成果を作成する場合などにおいて、二次的著作物が納品される可能性があるため、原著作者の権利を適切に処理しておくことが必要である。

ここでは、「3.2.2 著作権等の帰属先に関する考え方」で述べたように、測量成果等の整備の類型に応じて、著作物の創作者が異なる場合が考えられるため、以下にそれぞれの類型に応じた著作者人格権及び著作権（財産権）の権利処理の考え方について示す。

国、地方公共団体等が自ら測量成果等を整備する場合

この場合の測量成果等が著作権法で保護される著作物となる場合、国、地方公共団体等が著作者人格権及び著作権（財産権）を有するため、測量成果等の整備の段階では、権利処理の必要はないが、「3.2.2 著作権等の帰属先に関する考え方」で記した、「（参考）職務上作成する著作物の場合」に注意する必要がある。

国、地方公共団体等が民間事業者等に外部委託して測量成果等を整備する場合

この場合の測量成果等が著作権法で保護される著作物となる場合、「3.2.2 著作権等の帰属先に関する考え方」で示したとおり、国、地方公共団体等（発注者）からの指示や内容によっては、業務を受注した民間事業者が著作者人格権及び著作権（財産権）を有する可能性がある。

測量成果等の広範な提供・流通は民間事業者等に任せるという考え方もあるが、以下では、発注者が自らの責任において提供・流通を図る上での適切な著作者人格権及び著作権（財産権）の処理の考え方を、発注者からの指示の内容に応じたそれぞれのケースについて整理する。

1) 発注者が詳細な監督指示を出して作成する場合

この場合の測量成果等が著作権法で保護される著作物となる場合、発注者が著作物を創作する者となる。その著作者人格権及び著作権（財産権）は発注者側に帰属するものと考えられるため、と同様に特に権利処理の必要はないが、事後のトラブルを避けるため、契約等において明らかにしておくことが望ましい。

2) 発注者が詳細な監督指示をせず、業務受託者に判断を任せた場合

この場合は、業務受託者に判断を任せて作業を行かせた箇所に著作物性が認められることで、その測量成果等が著作権法で保護される著作物となる場合、その箇所の著作者人格権及び著作権（財産権）は業務受託者側に帰属する。

著作者人格権は、創作と同時に著作者に帰属する一身専属的な権利であることから、譲渡することができない（著作権法第 59 条）が、事前の契約等によって不行使契約を行うことは可能である。そこで発注者が自らの責任において提供・流通を図ることが必要と判断される場合は、著作者人格権の権利（「公表権」同法第 18 条、「氏名表示権」同法第 19 条、「同一性保持権」同法第 20 条）が測量成果等の提供・流通の妨げにならないように、委託先の業務受託者に著作者人格権を行使しないことを契約書類において予め明確に規定しておくことが望ましい。

一方、著作権（財産権）は、その全部又は一部を譲渡することができる（同法第 61 条）。発注者が自らの責任において提供・流通を図ることが必要と判断される場合は、測量成果等に及ぶ可能性のある著作権（複製権、上映権、公衆送信権（送信可能化を含む）譲渡権、貸与権、翻案権）については、業務受託者に帰属させない（譲渡させる）ことを契約書類において予め明確に規定しておくことが望ましい。

国、地方公共団体等が民間事業者等から地理空間情報を購入する場合

この場合は、その地理空間情報について著作権を主張する者がいるかどうかを確認し、著作権を主張している者がいる場合は複製・翻案等の利用に際して必要な許諾を受ける必要がある。

購入する地理空間情報が、著作権法で保護される著作物となる測量成果を利用して作成した二次的著作物となる場合は、関係するすべての著作者との間での権利処理が必要となる。

また、更なる第三者に対してその二次的著作物の複製等の利用を認めようとする場合は、すべての原作者の許諾を受ける必要がある。

国、地方公共団体等が民間事業者等と共同で測量成果等を整備する場合

国、地方公共団体等が民間事業者等と共同で整備した測量成果等が著作権法で保護される著作物となる場合は、**国、地方公共団体等と民間事業者等に共有著作権として帰属する。**

共同著作物の著作者人格権は著作者全員の合意によらなければ行使することができず（著作権法第 64 条）その共有著作権（財産権）は、その共有者全員の合意によらなければ行使することができない（同法第 65 条）ため、測量成果等の整備を行ったすべての著作権者間で、あらかじめ著作権等の持分を含む権利の処理について合意を得ておくことが必要である。

3.2.6. 権利制限の一般規定（フェアユース）との関連性

- 測量成果等を含む地理空間情報の流通・利用の中で日本版フェアユースの規定がどのように関連するかはまだ明確にはなっていないため、今後、日本版フェアユースの導入（法制化）を注視し、測量成果等の利用・提供に対する影響を引き続き検討することが必要である。
- 文化庁著作権分科会法制問題小委員会がとりまとめた「権利制限の一般規定に関する報告書」から類推すると、測量作業においては、地上写真や空中写真の撮影に伴い、付随的に美術の著作物等が複製される行為（いわゆる「映り込み」）が類型 A の「著作物の付随的な利用」に該当する可能性がある。また、業務の受託者が、委託者から、最終成果物に引用することについて許諾を受けて使用する著作物を、中間過程で使用する媒体へ複製する行為は、類型 B の「適法利用の過程における著作物の利用」に該当する可能性がある。

フェアユースとは、権利者側からの著作権侵害の主張に対する利用者側からの抗弁理由のひとつである。利用者が著作物を利用する場合に、公正な利用であると認められる場合には予め権利者の同意を得ずに複製等を行っても良いものとするとの考え方をいう。実際には、利用者の主張に基づき裁判所が判断することになる。

権利制限の一般規定（フェアユース）の検討状況

権利制限の一般規定に関する課題は、平成 20 年 3 月に知的財産戦略本部に設置された「デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会」において検討が行われ、そこでは、「権利者の利益を不当に害しないと認められる一定の範囲内で、公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）を導入することが適当」とする報告書が公表されている。（平成 20 年 11 月 27 日）

専門調査会報告書においては、権利制限の一般規定の導入が適当としつつも、導入に当たっては、日本人の法意識等に照らしリスクを内包した制度はあまり活用されないのではないか、様々な要素により社会全体のシステムが構成されており、経済的効果について過大な期待をかけるべきではないのではないか、一般規定の導入によりこれまで裁判例によって違法であるとされてきた行為が当然にすべて適法になるとの誤解等に基づいて違法行為が増加することが懸念され、訴訟コストの増加も含め権利者の負担が増加するのではないかと、法体系全体との関係や諸外国の法制との間でバランスを欠くことはないか、という各点を踏まえつつ、実際の規定振りを検討する必要があるとされた。

上述の問題意識を念頭に置いた上で、「文化庁著作権分科会法制問題小委員会」（以下「小委員会」という。）において日本版フェアユースの検討が行われ、平成 22 年 12 月に「権利制限の一般規定に関する報告書」が公表された。

権利制限の一般規定により権利制限される利用行為の内容（小委員会報告書より）

小委員会では、「A 著作物の付随的な利用」、「B 適法利用の過程における著作物の利用」、「C 著作物の表現を享受しない利用」の三種類の著作物の利用につき、権利制限の一般規定による権利制限の対象とすることが適当であるとされている。

■ 類型A（著作物の付随的な利用）では、「その著作物の利用を主たる目的としない他の行為に伴い付随的に生ずる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの」とされ、典型的な例として写真や映像の撮影といった行為に伴い、本来行為者が意図している撮影対象とは別に、軽微な程度ではあるものの、いわば付随的に美術の著作物や音楽の著作物等が映りこみ、あるいは当該著作物が映りこんだ写真や映像を公衆送信等するといった複製が想定されている。

➤ Aの類型を測量作業に照らした場合、地上写真や空中写真の撮影による著作物の「写りこみ」が考えられる。具体的には、デザイナーや建築家による思想・感情を創作的に表現した建造物の写りこみが想定できる。

■ 類型B（適法利用の過程における著作物の利用）では、「適法な著作物の利用を達成しようとする過程において合理的に必要と認められる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの」とされ、典型的な例として著作権者の許諾に基づく利用と個別権利制限規定に基づく利用が想定されている。著作権者の許諾に基づく利用では、CDへの録音の許諾を得た場合におけるマスターテープ等を作成する過程での複製等が想定される。個別権利制限規定に基づく利用では、著作権法33条第1項に基づく教科書への掲載に関し、企画会議用の資料や初稿原稿等その他教科書の企画・作成過程等での複製等が想定されている。

Bの種類の著作物の利用は、「いわば最終的な著作物の利用の準備段階における作業上必要なコピー等限られた範囲における著作物の利用であり、その程度が軽微であることに照らせば、権利者の利益を不当に害するものとはいえないものと考えられる。また、当該利用には、準備段階・企画段階における利用も含まれるため、予め権利者から許諾を得ることに馴染まない側面があることも否定できない。」としている。

➤ Bの類型を測量作業に照らした場合、「適法利用の過程における著作物の利用」の具体的な想定例としては、地図調整業務の受託者が、ある著作物について、委託者かつ当該著作物の著作権者である発注者から最終成果物へ引用することの許諾を受けている場合において、中間過程で必要最低限度行う複製が該当すると考えられる。

■ 類型C（著作物の表現を享受しない利用）では、「著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用」とされ、典型的な例として映画や音楽の再生に関する技術の開発や当該技術の検証のために必要な限度で映画や音楽の複

製を行うといった場合等が想定されている。また、小委員会報告書では「Cの類型に該当するためには、行為態様等に照らし、客観的にも技術開発・検証のための素材として利用されることが必要であり、単に研究開発・検証と称した利用が権利制限の対象とされるものでないことはいうまでもない。」としている。

- Cの類型を測量作業に照らした場合、「単に研究開発・検証と称した利用が権利制限の対象とされるものでない」の観点からCの類型に該当するものは無いと考える。
- また、権利制限の一般規定を条文化する場合の検討課題として、表現と機能の複合的性格を持つプログラムの著作物に関しては、他の種類の著作物とは大きく異なる性質があるため、これを上記の三類型の対象に含めてよいかについては、かかるプログラムの著作物の特殊性を十分に踏まえて、慎重に検討する必要があるとされている。
- 以上のことは、今回公表された小委員会報告書から類推したものであり、今後の日本版フェアユースの法制化の動向を注視し、測量成果等の利用・提供に対する影響を引き続き検討することが必要である。

3.3. 財源上の留意点

3.3.1. 測量成果等の有効活用に向けた考え方

地方公共団体が単独費(単費)により整備し保有する測量成果等の提供については、地方公共団体の判断により提供することができるものであるので、積極的な活用促進を進めていくことが望ましい。

地方公共団体が作成する測量成果等は、測量法第 5 条に規定する「公共測量」を実施することにより、その最終の目的として得られた成果である。その公共測量の実施に要する費用の全部又は一部は地方公共団体の負担、すなわち税金により負担されている。

測量法では、それらの公共の財産ともいえる測量成果等について、その有効な活用を図るため、正確さを確保し測量の重複を除くことが規定されている。また、測量成果等については複製及び使用についての規定において、一般に広く成果の利用を図っている。

地理空間情報活用推進基本法(平成 19 年法律第 63 号)では、地理空間情報の活用の推進は、行政の各分野において必要となる地理空間情報の共用等により、地図作成の重複の是正、施策の総合性、機動性及び透明性の向上等が図られ、もって行政の運営の効率化及びその機能の高度化に寄与するものでなければならないことが、基本法の理念の中にうたわれている。

また、「統合型 GIS 推進指針」では、『各部署において「共用空間データ」を利用することにより、全体として空間データ整備の重複を防ぎ、データ作成費用を削減する。』とされているところから、公共測量で得られた測量成果等の積極的な活用を図ることが重要となっている。

以上のとおり、地方公共団体等が保有する測量成果等は、「公用物」として行政内部で利用するのみならず、関連する法令及び各地方公共団体で定めている条例等に基づき、地域の実情に応じてそれぞれの地方公共団体が判断しながら積極的に広く提供することが求められている。

特に、地方公共団体が単独費(単費)により整備し保有する測量成果等の提供については、地方公共団体の判断により提供することができるものであるので、積極的な活用促進を進めていくことが望ましい。ただし、補助金等により測量成果等の整備を行った場合は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)(以下、「補助金等適正化法」という。)」第 22 条(財産の処分の制限)の規定との関係を整理する必要があるため、次項で説明する。

第一条 この法律は、国若しくは公共団体が費用の全部若しくは一部を負担し、若しくは補助して実施する土地の測量又はこれらの測量の結果を利用する土地の測量について、その実施の基準及び実施に必要な権能を定め、測量の重複を除き、並びに測量の正確さを確保するとともに、測量業を営む者の登録の実施、業務の規制等により、測量業の適正な運営とその健全な発達を図り、もって各種測量の調整及び測量制度の改善発達に資することを目的とする。
(「測量法」より抜粋)

第十四条 国及び地方公共団体は、地理空間情報の活用の推進に関し、国民の利便性の向上を図るとともに、行政の運営の効率化及びその機能の高度化に資するため、その事務及び事業における地理情報システムの利用の拡大並びにこれによる公共分野におけるサービスの多様化及び質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

第十七条 国及び地方公共団体は、都市計画、公共施設の管理、農地、森林等の管理、地籍調査、不動産登記、税務、統計その他のその遂行に地図の利用が必要な行政の各分野における事務又は事業を実施するため地図を作成する場合には、当該地図の対象となる区域について既に整備された基盤地図情報の相互の活用に努めるものとする。

(「地理空間情報活用推進基本法」より抜粋)

第2 統合型 GIS の目的と概要

地理情報システム(GIS)とは、電子地図上でデジタル化された地理空間情報を一体的に処理して視覚的な表現や高度な分析を行うシステムであり、的確な情報分析に基づく迅速な判断が可能となる。

「統合型 GIS」は、このような GIS の特長を活かし、以下の 2 点の実現を目指すものであり、「電子自治体における共通のプラットフォーム」の一つである地理空間情報の共通基盤として位置付けられる。

各部署において「共用空間データ」を利用することにより、全体として空間データ整備の重複を防ぎ、データ作成費用を削減する。

位置に関わる諸情報を GIS によってデータベース化して共用することにより、様々な行政分野において住民サービスの向上、庁内の業務の効率化・高度化、地域の課題解決を実現する。

(「統合型 GIS 推進指針」より抜粋)

3.3.2. 補助金等により整備した測量成果等の取扱い

補助金等により整備した測量成果等であっても、地方公共団体が単独費(単費)により整備した測量成果等と同様に、関連する法令及び各地方公共団体が定めている条例等に基づき、地域の実情に応じてそれぞれの地方公共団体が判断しながら積極的に広く提供することが望ましい。

なお、地方公共団体等が保有する測量成果等は、整備部局と管理部局が異なる場合があることから、測量成果等の整備に際しての補助金等の使用の有無並びに使用に係る制限の有無についての確認が必要である。

補助金等適正化法第 22 条では、財産の処分の制限として、「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。」と規定している。

「政令で定める財産」とは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)」第 13 条により定められている。測量成果等は、同条第 1 号から第 4 号に定める財産には該当しないが、第 5 号で定める財産は「その他各省各庁の長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの」とされていることから、補助金等により整備された測量成果等が、「補助金等適正化法」による制限を受ける場合があると考えられる。

一方、3.3.1 で示したとおり、測量成果等の利用は本来の用途を一層効果的に発揮させるものであるため、補助事業本来の目的に反した利用に該当するものではなく、逆に行政の運営の効率化及びその機能の高度化に大きく寄与するものである。

したがって、補助金等により整備した測量成果等であっても、地方公共団体が単独費(単費)により整備した測量成果等と同様に、関連する法令及び各地方公共団体が定めている条例等に基づき、地域の実情に応じてそれぞれの地方公共団体が判断しながら積極的に広く提供することが望ましい。

なお、地方公共団体等が保有する測量成果等は、整備部局と管理部局が異なる場合があることから、測量成果等の整備に際しての補助金等の使用の有無並びに使用に係る制限の有無についての確認が必要である。

(定義)

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- 一 補助金
- 二 負担金(国際条約に基く分担金を除く。)
- 三 利子補給金
- 四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

(関係者の責務)

第三条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

(財産の処分の制限)

第二十二条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

(「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」より抜粋)

3.4. 提供・流通を見据えた民間事業者等との契約のあり方(標準的な契約等)

3.4.1. 新たに測量成果等を整備する場合

測量成果等に著作権法で保護される著作物性が認められ、かつ著作権等が民間事業者等に帰属する可能性がある場合、円滑な提供・流通に資すると考えられる契約時の著作権の権利処理には、以下の3つのパターンが考えられる。

測量成果等を業務受託者(民間事業者等)から発注者に著作権等を全部譲渡するように定める場合

業務受託者(民間事業者等)と発注者との共同著作物とする場合

業務受託者(民間事業者等)のみに著作権等を帰属させつつ、国、地方公共団体等における庁内業務利用は可能にする場合

国、地方公共団体等は、それぞれの状況に応じて、円滑な提供・流通のあり方に資すると考えられる著作権の権利処理のパターンを採用し、契約を行うべきである。

業務受託者(民間事業者等)から発注者に著作権等を全部譲渡するように定める場合

3.2.4 2)で示したとおり、民間事業者等に外部委託して整備した測量成果等の著作権者人格権については不行使契約を行うことが可能であり、著作権(財産権)については、その全部又は一部を譲渡することが可能である。したがって、測量成果等の利用の円滑化の観点から、委託先の業務受託者に著作権者人格権を行使しないこと及び著作権(財産権)については、業務受託者に帰属させない(譲渡させる)ことを契約書類において予め明確に規定しておくことが望ましい。なお、著作権法第61条第2項の規定を考慮すると、第27条の翻案権及び第28条の二次的著作物の利用に関する原作者の権利の譲渡については、明示的に記載しておく必要がある。

【記載例】(著作権者人格権の不行使)

乙は、成果物(業務を行う上で得られた中間成果物を含む。)が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当し、当該著作物に関する著作権者人格権(著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。)を有する場合においても、甲及び甲指定の者に対してこれを行わないものとする。

【記載例】(著作権のうちの財産権の譲渡等)

乙は、成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下この条において「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る乙の一切の著作権(著作権者人格権を除く。また、著作権法第27条および法第28条の権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

測量成果の著作権等を発注者に一部譲渡させ、業務受託者（民間事業者等）との共有にする場合

国、地方公共団体等が民間事業者等と共同事業で整備した測量成果が著作権法で保護される著作物となる場合は、その測量成果は共同著作物となるため、共同著作物の著作者人格権及び著作権（財産権）とその他共有に係る著作権（以下「共有著作権」）の行使について、共同著作権の共有者全員の合意を得る必要がある（著作権法第64条及び第65条）。その場合、各共有者は正当な理由がない限り、その合意を拒み又はその合意の成立を妨げることは出来ない（著作権法第65条第3項）とされているところであるが、整備した測量成果の取扱いについて、協定書等で使用許諾条件、瑕疵、測量成果等の使用料について定めておくことが重要である。

発注者であっても、契約上の利用の範囲を超えた利用の際には、新たにその共同著作物の他の著作者全員の合意が必要となる。

以上のように、承認の事務手続が複雑になるため、その測量成果の整備を行ったすべての著作権者間で、あらかじめ著作権等の行使について取り決めておくことが好ましい。

なお、その共同著作物である測量成果を国、地方公共団体等が第三者に利用を認めようとするときは、測量法の複製・使用承認及び共有著作権の共有者全員の合意が必要である。

また、共同著作物の著作者は、そのうちからその著作者人格権及び共有著作権を代表して行使する者を定めることができる。

測量成果等の著作権等を発注者に譲渡させず、業務受託者（民間事業者等）のみに帰属させるが、国、地方公共団体等における庁内業務利用は可能にする場合

測量成果等が著作権法で保護される著作物の可能性がある場合は、業務受託者が著作権の帰属先であることを契約書類に明記し、と同様に、整備した測量成果等の取扱いについて、協定書等で、使用許諾条件、瑕疵、測量成果等の使用料について定めておくことが重要である。これにより、測量成果等の整備に係る費用をある程度軽減できる場合がある。

但し、著作権がすべて業務受託者に帰属するため、発注者が契約書や協定書で取り決めをした目的以外に利用する場合は、その都度、業務受託者に対して申請を行う必要が生じる。そのため、使用許諾条件等の取り決めを明確にしておくことが重要となる。

一方、業務受託者側が協定書等で取り決められた以外の利用を行う場合は、著作権法の手続は不要となる。

なお、業務受託者が測量成果等を使用・複製する場合は、発注者に対して、測量法の使用・複製承認の手続を行うことが必要である。

3.4.2. 地理空間情報を購入する場合

国、地方公共団体等が地理空間情報を販売元から購入して業務で使用する場合、国、地方公共団体等は必要とする地理空間情報の仕様を明記した調達仕様書を示し、入札等の手続により契約が行われる。購入した地理空間情報をインターネットなどでの公開することも想定している場合は、契約の際に地理空間情報についての「仕様」と併せて「使

用目的」や「使用環境」等の以下に示す内容を調達仕様書に明記しておく必要がある。

a) 使用目的

使用目的については、現在必要としている業務のみならず、将来をある程度見越して検討し、記載するとよい。

【調達仕様書の記載例】

- ・今回調達する地理空間情報は、 部の業務支援に利用する。

b) 使用環境

地理空間情報を使用する場所、パソコンの台数、及び使用形態（ネットワーク上での使用なのか、スタンドアロンでの使用なのか）を記載する。

【調達仕様書の記載例】

- ・購入するデータの利用環境は以下のとおりとする。
 - 例1) スタンドアロンでの使用の場合
- ・購入するデータは、 部に設置されているパーソナルコンピュータのハードディスクに導入し、データが導入されたパーソナルコンピュータで利用する。
- ・データを導入するパーソナルコンピュータの台数は、 台とする。
 - 例2) ネットワーク上での使用の場合
- ・購入するデータは、 市のイントラネットに接続されたサーバに導入し、 部内に設置された端末（パーソナルコンピュータ）において、WEB ブラウザソフトを用いて使用する。
- ・サーバに格納されたデータにアクセスするのは、 部に設置された端末とし、また同時にアクセスできる台数は、 台とする。

c) 第三者への委託

システムの運用等において第三者への委託が発生する場合に、データに対して必要となる措置を講じられることを記載する。

【調達仕様書の記載例】

- ・データは、システム更新等のために、第三者に委託し、複製・加工・改変できるものとする。

3.5. 測量成果等の更新における留意点

地図等の測量成果を更新する行為は、著作者人格権（同一性保持権）の侵害には当たらないと考えられる。

同一性保持権は、著作物が著作者に無断で改変されると著作者の人格的利益が傷つけられるおそれがあることから認められるものであり、著作者人格権を有していない者が著作者の意に反して著作物を改変する行為は、同一性保持権の侵害に該当する可能性があるが、著作者の利益と利用者の利益の調和を図る観点から、著作権法第 20 条第 2 項により、同一性保持権の適用除外規定が設けられている。

著作物性のある測量成果等を改変する場合、その行為が適用除外規定に該当するかどうかは、個別事案ごとに判断されるが、判断の際に重要視されるのはその改変の必要性である。

なお、著作権の紛争を未然に防ぐ観点から、契約書等で著作者人格権（同一性保持権）の不行使契約を結ぶことが望ましい。

地図の更新

地図の更新は、地物等の変化に伴って一定の規則の下で、実世界との整合性及び正確性を確保するために行うものであり、適用除外規定第 4 号の「やむを得ない改変」に該当すると考えられることから、同一性保持権の侵害には該当しないものと考えられる。

測地系・投影法の変換

地図等の座標系を平面直角座標系から緯度経度座標系へ変換するといった測地系の変換は、座標系が異なる地図等を用いた更新等から相互の変換の必要性が高く、地図の著作物性を判断するポイント（「素材の取捨選択」、「素材の配列」、「素材の表現」、「レイアウト」）に係る部分を改変する行為には当たらないため、同一性保持権の侵害には該当しないと考えられる。

また、投影法とは、三次元の立体を二次元の平面上に表現するための方法である。投影法を変えることにより見た目は変わることになるが、投影法の変換は、どのような表現となるかがあらかじめ決まっていて、そこには新たな著作物性が発生する余地がないことから同一性保持権の侵害には該当しないものと考えられる。

オルソ画像の生成⁷

空中写真に著作物性が存在しない場合、同一性保持権も存在しえないことから、空中

⁷一般的に中心投影で撮影されている空中写真を、地図と同様の正射投影に変換することをいう。中心投影で撮影した空中写真は、建物が見かけ上外側に倒れて写るなど、地形の標高の影響によりゆがんだ形状で撮影されるため、地図と重ね合わせてもそのままでは一致しない。オルソ画像は、このような中心投影の不便さを解消した画像であり、統合型 GIS などでは地図や他の地理空間情報と正しく重ね合わせることができる画像である。

写真からオルソ画像を生成する行為が同一性保持権の侵害に該当する可能性はないと考えられる。仮に空中写真に著作物性が認められる場合においても、その著作物性は非常に希薄なものであり、空中写真からオルソ画像を生成する行為は、同一性保持権を侵害する行為には当たらないと考えられる。

同一性保持権（著作権法第20条）

（同一性保持権）

第二十条 著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。

- 一 第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）第三十三条の二第一項又は第三十四条第一項の規定により著作物を利用する場合における用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの
- 二 建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変
- 三 特定の電子計算機においては利用し得ないプログラムの著作物を当該電子計算機において利用し得るようにするため、又はプログラムの著作物を電子計算機においてより効果的に利用し得るようにするために必要な改変
- 四 前三号に掲げるもののほか、著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変

（参考：原著作物の同一性保持権を侵害しないとした裁判例）

事件名称	判断のポイント
「平成6年(オ)1082号(最高裁判所第二小法廷)月刊雑誌「諸君!」事件」	・同一性保持権を侵害する行為とは、他人の著作物における表現形式上の本質的な特徴を維持しつつその外面的な表現形式に改変を加える行為。
内容	
他人の著作物を素材として利用しても、その表現形式上の本質的な特徴を感得させないような態様においてこれを利用する行為は、原著作物の同一性保持権を侵害しない。	

4. 二次利用促進の観点からの測量成果等の提供・流通段階における留意点

二次利用促進の観点から、測量成果等の提供・流通段階における留意点を 4.1 から 4.4 に示す。

4.1. 著作権法上の留意点

4.1.1. 二次的著作物の権利処理及び提供・流通の際の契約上の著作権の取扱いについて

二次的著作物の権利処理について

基となる測量成果等が著作権法で保護される著作物である場合

基礎となる測量成果等を改変する者は、当該測量成果等の著作権者の許諾を得る必要がある（27条）。改変された成果物が二次的著作物に該当する場合、当該二次的著作物を利用する者は、著作権法の規定に基づいて、当該二次的著作物の著作権者の許諾を得るとともに（21条、23条等）基礎となる測量成果等の著作権者（原著作者）の許諾を得る必要がある（28条）。

基となる測量成果等が著作権法による著作物でない場合

基となる測量成果等に著作物性がない場合であっても、その測量成果等を改変して作成されたものに著作物性が認められれば、それが著作権法で保護される著作物となる。この場合も、当該改変により作成された著作物を利用する者は、当該著作物の著作権者に対して著作権法の規定に基づく手続を行う必要がある（21条、23条等）。

著作権法第二条第1項第十一号

二次的著作物 著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう。

著作権法第二十八条

二次的著作物の原著作者の著作権者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作権者が有するものと同じ種類の権利を専有する。

（著作権法より抜粋）

提供・流通の際の著作権の取扱いについて

整備・更新の際の契約に著作権の定めがある場合

著作権者人格権を除く部分の著作権（財産権）は、契約によって譲渡することが可能なため、測量成果等が著作権法で保護される著作物に該当し、かつ、整備・更新の際の契約に著作権（財産権）の帰属先の定めがある場合には、それに従って著作権（財産権）が帰属することになることを明示する。また、著作権者人格権は契約によって譲渡することが出来ないため、不行使契約を結ぶ等の扱いを契約書等に明示する。

整備・更新の際の契約に著作権の定めがない場合

国、地方公共団体等が整備した測量成果等の著作権の所在を判断し、提供・流通を行う際の条件等について、当該整備業務を請け負った受託者との間で確認をおこなう

必要がある。その上で、当該測量成果を提供し、流通させる際の利用約款等の中で、著作権の帰属先および利用にあたっての手續について明記しておく。

二次的著作物の権利処理について

著作物性のある測量成果等の提供・流通を行い、その測量成果等を利用者が更に編集又は加工して作成した新たな成果物は二次的著作物となる可能性がある。

二次的著作物には、原著作者の権利として、a. 二次的著作物の作成権（翻案権、著作権法第 27 条）と b. 二次的著作物の利用に係る原著作者の権利（同法第 28 条）が関係する。

a は、著作物（原作）を、翻訳、編曲、変形、脚色、映画化などにより、創作的に「加工」することによって、「二次的著作物」を創作することに関する権利であり、これらを行うためには、「原作」の著作者の了解を得ることが必要である。

b は自分の著作物（原作）から創られた「二次的著作物」をさらに第三者が利用すること（「二次的著作物」を利用すること）に関する原著作者の権利であり、二次的著作物の著作者の了解のほかに原作の著作者の了解も得る必要がある。

（著作権テキスト 平成 21 年度 文化庁長官官房著作権課）

著作権法で保護される測量成果等を使用して二次的著作物を作成する者は、著作権法の規定（27 条）に基づき手續を行う必要がある。

基となる測量成果等が著作権法で保護される著作物となる場合は、二次的著作物に対する原著作者の権利が及ぶので、したがって、二次的著作物の利用者は、当該二次的著作物の著作権者の許諾を得るばかりでなく（たとえば複製については複製権（21 条）に係る許諾、インターネット上の配信については公衆送信権（23 条）に係る許諾）を得る必要があるばかりでなく、著作権法の規定（28 条）に基づき、原著作者の許諾を得る必要がある。

今後、国、地方公共団体等が提供する測量成果等が著作権法で保護される著作物である可能性があつて、それが編集又は加工を重ねながら流通することを考慮すると、提供者及び二次的著作物の利用者にとっても煩雑な手續が必要となる。その場合、測量成果等の著作物の利用が公益や公共の福祉等にかなうものであつて、著作権（財産権）が国、地方公共団体に帰属している場合は、測量成果等の著作物の著作権（財産権）の自由利用を許諾するという判断もありうる。

著作権法による著作物とならない測量成果等を利用して作成した測量成果が著作物となる場合は、当該成果についての著作権はその作成者に帰属するその成果を作成した者にすべての著作権が帰属する。

測量成果ではない資料を使用して測量成果となる地図の作成を行う場合（公共測量作業規程に従って撮影された空中写真や地図を使用して地図の作成を行う等の場合）であっても、当該資料が著作権法で保護される著作物であるか整備主体に確認の上で、著作物である場合は、元の資料を使用して測量成果を作成（二次的著作物）する者は、著作権法の規定（27 条）に基づき元の資料の著作権者の許諾を得る必要があり、当該測量成

果（二次的著作物）の利用者は、著作権法の規定に基づき、元の資料の著作権者と当該測量成果（二次的著作物）の著作権者の双方の許諾を得る必要がある。

二次的著作物を提供し、流通させる際の著作権の取扱いについて

整備・更新の際の契約に著作権の定めがある場合

基となる測量成果等が著作権法で保護される著作物である場合、二次的著作物にも、原著作者の著作権は及ぶ。

そのため、国、地方公共団体等が所有する測量成果等を提供し、流通させる場合には、予め当該測量成果等を整備した際の契約の内容を確認し、当該測量成果等の著作権がどこに帰属しているかに留意する必要がある。

国、地方公共団体等が提供・流通を行おうとする測量成果等が二次的著作物である場合は、提供・流通時の利用約款等の中で、原著物も含めた扱いについて予め明確に示すことが望ましい。また、著作者人格権は創作者としての感情を守るためのものであることから、これを譲渡したり、相続したりすることはできないこととされているため、著作者人格権の不行使特約などを契約書等において明確に示すことが望ましい。

整備・更新の際の契約に著作権の定めがない場合

整備した測量成果等が著作権法で保護される著作物となる場合、創作と同時に権利が発生（無方式主義）するため、著作権法の定めにより著作者に帰属することになる。

著作物である資料（測量成果である場合も含む）を用いて測量成果等を作成する場合は、作成した当該測量成果は二次的著作物であるものとして扱うことになるが、当該測量成果等の整備時の契約において、著作権の帰属についての明記がない場合は、国、地方公共団体等が整備した測量成果等の著作権の所在を判断し、提供・流通を行う際の条件等について、原資料の著作者との間で確認をおこなう必要がある。

その上で、当該測量成果を提供し、流通させる際の利用約款等の中で、著作権の帰属および利用にあたっての手續について明記しておくことが望ましい。

なお、 、 のいずれの場合でも、測量成果等を利用する場合には、測量法の規定（測量法第 43 条、同法第 44 条、）に基づく手續が原則として必要である。

4.1.2. 二次利用の許諾を行う場合に留意すべき権利の内容等について

測量成果等の二次利用の許諾を行う際の著作権法上の留意すべき権利の内容として、利用条件、複製、翻案及び同一性保持権がある。

著作権法上の留意すべき権利

測量成果等の提供・流通を行う際は、以下の点に留意する必要がある。

1) 原著作物の著作者による利用条件の遵守

提供する地理空間情報が二次的著作物である場合、原著作物の著作者との契約等において、当該二次的著作物を外部提供する際の条件がある場合は、その条件を利用者が遵守することを許諾の条件とする。

2) 共同著作物の著作者との合意による利用条件の遵守

提供する測量成果等が共同著作物である場合、共同著作者間での合意の中で、共同著作物を外部提供する際の条件がある場合は、その条件を利用者が遵守することを許諾の条件とする。

3) 複製権

著作物を紙やデジタル記録媒体などの「形のある物に再製する」(コピーする) ことに関する権利で、すべての著作物を対象とする最も基本的な権利であり、「著作者は、その著作物を複製する権利を専有する(著作権法第 21 条)」ことから、著作者は複製に関する許諾条件など設定することができる。

4) 公衆送信権

「著作者は、その著作物について、公衆送信(公衆からの求めに応じて送信を行う自動公衆送信の場合にあつては、自動公衆送信の前段階ないしは準備段階である送信可能化を含む。)を行う権利を専有する(著作権法第 23 条)」ことから、著作者はインターネット送信などの公衆送信に関する許諾条件など設定することができる。

5) 翻案権

「著作者はその著作物を翻案する権利を専有する(著作権法第 27 条)」ことから、著作者は翻案に関しての許諾条件を設定することができる。

6) 同一性保持権

同一性保持権は、著作者人格権の一つで、著作物が著作者に無断で改変されると著作者の人格的利益が傷つけられるおそれがあることから認められるものである。

その他の留意する事項

公表された著作物は、引用して利用することができる。以下に、適切な「引用」と認

められ、著作権法上の許諾申請が不要な条件を示す。ただし、著作権法で認められている「引用」の範囲を越えた複製に関しては、著作権法上の許諾申請の手続を行う必要がある。

他人の主張や資料等を「引用」する場合の例外（著作権侵害にあたらぬ場合）です。

【条件】

ア 既に公表されている著作物であること

イ 「公正な慣行」に合致すること

ウ 報道，批評，研究などの引用の目的上「正当な範囲内」であること

エ 引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること

オ カギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること

カ 引用を行う「必然性」があること

キ 「出所の明示」が必要（コピー以外はその慣行があるとき）

（著作権テキスト 平成 21 年度 文化庁長官官房著作権課より引用（表現を一部修正））

なお、複製、翻案に関しては、測量法の規定（公共測量の場合は測量法第 43 条、同法第 44 条、基本測量の場合は、同法第 29 条、同法第 30 条）に基づく手続が必要である。測量法の手続を踏むことで、著作権法でいう複製及び翻案の許諾の推定がなされるという考え方もあるが、著作権の扱いについても提供・流通時の契約書に明示しておくことが望ましい。

4.1.3. 著作物性がない場合の二次利用等の取扱い

著作物性が認められないデータ等を作成して所有している者は、データ等を提供する際には、利用者との間で個別に利用に関する契約を締結して、その利用約款により二次利用、再配布等について定めることができる。

著作権は、著作者に付与される無体財産権であり、測量成果等に著作物性がない場合、著作権法による保護の対象とならない。なお、測量成果等は民法上の所有権の対象とはならない。民法上の所有権は、「物を直接的に支配する排他性ある権利である」と定義され、直接性（特定の物を直接的に支配すること）と排他性（他人の支配を排除する形で支配を及ぼすこと）が要素となっているため、所有権の対象は「有体物」に限られ、無体物である「電磁的記録」（データ）に所有権は成立しないからである。

しかし、著作物性が認められない測量成果等（有体物、無体物を問わず）であっても、当該測量成果の提供を受けるために、これを保有している者と利用者との間で、当該測量成果を提供する際の契約や約款により、利用に関する条件等を定めることはありうる。つまり、提供時に契約や約款を定めることにより、二次利用、再配布等について債権を設定することが可能である。

ただし、何らかの原因で第三者の手に渡ってしまった著作物性が認められない無体物（データ）については、提供時の契約や約款に基づいて当該の第三者に対して権利を主張することはできない。

なお、測量成果については、測量法による複製・使用承認（第 29 条、同法 30 条、同法第 43 条、同法第 44 条）より、測量法第一条や、基本法の基本理念に照らして不適切な利用を制限することができる。

4.2. 著作権等の権利の所在に関する留意点

測量成果等が著作権法で保護される著作物となる場合、その整備の仕方により、著作権の帰属先が異なるため、3.1 で整理した測量成果等の整備・更新の4つのケース毎に、想定される権利の所在に関する留意点を示す。

1) 国、地方公共団体等が自ら測量成果等を整備したもの（直営の場合）を提供し、流通させる場合

著作権は創作した者に原始的に帰属するが、直営で整備を行った場合は、著作権法第15条に基づく職務上作成する著作物（プログラムの著作物を除く。）に該当し、その整備の時における契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り著作者人格権および著作権（財産権）は国、地方公共団体等に帰属することになる。

この場合、国、地方公共団体等で提供・流通の方針を決定することができ、利用に際しての必要な手続を明示的に記載するだけでよい。

2) 国、地方公共団体等が民間事業者等に外部委託して測量成果等を整備したものを提供し、流通させる場合

業務受託者に著作者人格権と著作権（財産権）が帰属する可能性があるため、整備を行った際の契約の内容に従って著作権等の権利処理を行う必要がある。

3) 国、地方公共団体等が民間事業者等から地理空間情報を購入して提供し、流通させる場合

民間事業者の地理空間情報を購入して提供・流通を図る場合は、予め提供・流通を目的として行う事が判明しているのであれば、調達仕様書に利用条件、使用目的等を明記する必要がある。購入後に、提供し、流通させることが必要になった場合は、購入先の民間事業者と利用条件、使用目的等の協議を行う必要がある。

なお、提供・流通に際しては、著作者人格権と著作権の帰属先及び利用条件や利用の範囲を利用者に対して明示する必要がある。

4) 国、地方公共団体等が民間事業者等と共同で測量成果等を整備したものを提供し、流通させる場合

国、地方公共団体等が民間事業者等と共同で整備した測量成果等が、著作権法で保護される著作物となる場合は、測量成果等を整備する際の契約書や協定書において、流通を妨げないように、共同著作者間で著作権の行使のあり方や共有の場合の著作権及び著作者人格権の持分割合について、事前に十分協議し、合意をしておく必要がある。

4.3. 財産分類上の留意点

(1) 財産としての位置づけ

国有財産法や地方自治法で財産として対象としているのは、測量成果等そのものではなく、その著作権であり、国有財産又は公有財産として、位置付けられる。

国有財産とは、「国の負担により国有となった財産」又は「法令の規定により若しくは寄附により国有となった財産」である。その範囲は国有財産法第2条に規定されており、著作権は第1項第5号により国有財産となる。

公有財産とは「普通地方公共団体の所有に属する財産」である。その範囲は地方自治法第238条に規定されており、著作権は第1項第5号により公有財産となる。

(国有財産の範囲)

第二条 この法律において国有財産とは、国の負担において国有となった財産又は法令の規定により、若しくは寄附により国有となった財産であつて次に掲げるものをいう。

- 一 不動産
- 二 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
- 三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物
- 四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- 五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- 六 株式、新株予約権、社債(特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。)、地方債、信託の受益権及びこれらに準ずるもの並びに出資による権利(国が資金又は積立金の運用及びこれに準ずる目的のために臨時に所有するものを除く。)

(「国有財産法」より抜粋)

(公有財産の範囲及び分類)

第二百三十八条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの(基金に属するものを除く。)をいう。

- 一 不動産
- 二 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
- 三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物
- 四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- 五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- 六 株式、社債(特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。)、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
- 七 出資による権利
- 八 財産の信託の受益権

(第2項以下略)

(「地方自治法」より抜粋)

(2) 財産の管理

測量成果等に著作権が発生する場合は、金銭的価値が顕在化した時点でその著作権が国有財産又は公有財産に該当し、行政財産又は普通財産として登録・管理されることになる。行政財産と普通財産のどちらの分類で管理するかについては、国有財産法又は地方自治法の規定に基づき判断することになるが、国土地理院の地形図等の著作権は、行政財産に分類され、国の事務・事業の用に供するものとして公用財産として管理が行われている。

1) 国有財産法における著作権の取扱い

国有財産とは、「国の負担により国有となった財産」又は「法令の規定により若しくは寄附により国有となった財産」であり、著作権は国有財産法における行政財産に含まれるとされている。

国の著作物等のうち著作権法が保護の対象として認めるものについては、国が著作権を有することとなる。しかしながら、財産として価値を有しないものまでをすべて国有財産法が適用される国有財産と解する必要はない。

著作権は財産権だけでなく人格権をも包摂する概念であるが、国有財産法との関係では財産権としての側面を見ることとなる。法第2条にいう国有となった「財産」とは、その条理からもまた法の趣旨、目的に照らしても、単に財産的外形を有するものではなく、金銭的価値のあるものを指す。

(中略)

著作権、法定の無体財産権に準ずる権利のように権利の存在が直ちに金銭的価値を有するとはいえない「(外形上)の財産」については、そのうち金銭的価値を有するものに限って法の適用対象とすべきである。著作権の特異性は、著作者の意図やその実際上の財産性とかかわりなく著作物等の刊行等によっていわば自動的かつ受動的に一連の権利の存在が肯認されることであり、この点で同じく無体財産権であっても、発明工夫者等が主体的にその金銭的価値の存在を認識して登録を行う特許権や実用新案権とは異なる。

(中略)

およそ国が著作物のすべてを「財産」として管理する必要はなく、実務上もこのような管理は不可能に近い。

以上をかんがみると、国は金銭的価値を有する事が客観的に明白なあるいはその蓋然性が高い著作権については、発生後速やかに国有財産として管理すべきことは当然としても、その他の著作権については、その財産としての価値が顕在化した時点、すなわち他人が複製等を試みることとなった時点で国有財産としての管理を開始することとしたとしても法の趣旨に反することにはならないと解しえる。

(国有財産法精解 (財)大蔵財務協会より引用)

国土地理院の有する地図(基盤地図情報は除く)、海上保安庁の有する地図は、金銭的価値を有することが客観的に明白なあるいはその蓋然性が高い著作権として、国有財産として管理されている。また、原図や空中写真フィルムは物品管理法上の「備品」として管理

されている。

2) 地方自治法における著作権の取扱い

公有財産とは、「普通地方公共団体の所有に属する財産」であり、著作権は地方自治法において公有財産に該当する。また、公有財産は行政財産と普通財産に分類され、行政財産とは、「普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産」であり、普通財産とは「行政財産以外のものをいう。」と規定されている。

行政財産とは、官公署の建物や公立学校の建物のような地方公共団体の直接の使用に供される公物（公用財産）や、道路、公園、河川、港湾等のように行政主体に、直接一般的共同利用に供される公物（公共財産）をいう。

地方自治法の財産の種類と範囲は国有財産法の財産の種類と範囲に類似しているところが多いため、地方公共団体においても、測量成果等に著作権がある場合は、金銭的価値を有することが客観的に明白なあるいはその蓋然性が高い著作権については、発生後速やかに公有財産として管理し、その他の著作権については、その財産として価値が顕在化した時点、すなわち他人が複製等を試みることとなった時点で公有財産としての管理を開始することとしたとしても法の趣旨に反することにはならないと考えられる。

なお、地方自治体が著作権を管理する場合、公有財産の管理は、普通地方公共団体の長の権限である（地方自治法第 149 条）ことから、行政財産とするか普通財産とするかは、原則として長の権限に属するものである。

測量成果は、費用の全部又は一部を税金の負担により作成されるものである。測量法では、それらの公共の財産ともいえる測量成果について、その有効な活用を図るため、正確さを確保しつつ測量の重複を除くことが規定されている。また、測量成果については、一般に広く利用してもらうための複製及び使用の規定が設けられている。

地方公共団体においては、国民の負担において測量成果等が作成されていることに鑑み、前述の測量法の趣旨を理解し、また、地理空間情報活用推進基本法の目的とする「現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現」を図る上でも、測量成果等の財産上の取扱いについては、測量法及び地理空間情報活用推進基本法の目的の障害とならないように、特に考慮を行う責務を果たす必要がある。

3) 地方自治法における公有財産の管理及び処分

地方自治法の第 237 条では、財産の管理及び処分について記されており、第 2 項で「条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない」とされている。ここでは、公有財産として登録されている著作物性のある測量成果等の管理及び処分について、その考え方を示す。

国有財産法や地方自治法でいう財産の処分とは、行政に対象物が残らないことを指すと考えられるため、著作物性のある測量成果等を複製し広く提供することは、財産の処分に

は該当しない。

財産登録している地図を複製して提供することは、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」に該当し、「その用途又は目的を妨げない限度」については、地方公共団体内部で判断できるレベルの規定だと考えられる。測量成果等をはじめとした地理空間情報は、地理空間情報活用推進基本法の趣旨にかんがみて広く一般に提供すべきであることから、地理空間情報の一般への提供は「その用途又は目的を妨げない限度の使用」として許可することが望ましい。

なお、民間事業者と測量成果等の知的財産権を共有している場合は、国有財産法や地方自治法上の財産の規定よりも当該民間事業者との個別の契約内容を尊重する必要があるため、地理空間情報活用推進基本法の理念に沿った契約を行うことが望ましい。

(公有財産の範囲及び分類)

第二百三十八条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの(基金に属するものを除く。)をいう。

(中略)

3 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

(「地方自治法」より抜粋)

(行政財産の管理及び処分)

第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

(中略)

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

8 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法(平成三年法律第九十号)の規定は、これを適用しない。

9 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

(「地方自治法」より抜粋)

(国有財産の分類及び種類)

第三条 国有財産は、行政財産と普通財産とに分類する。

2 行政財産とは、次に掲げる種類の財産をいう。

一 公用財産 国において国の事務、事業又はその職員(国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百十七号)第二条第二号の職員をいう。)の住居の用に供し、又は供するものと決定したもの

二 公共用財産 国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定したもの

三 皇室用財産 国において皇室の用に供し、又は供するものと決定したもの

四 企業用財産 国において国の企業又はその企業に従事する職員の住居の用に供し、又は供するものと決定したもの

3 普通財産とは、行政財産以外の一切の国有財産をいう。

(「国有財産法」より抜粋)

4.4. 提供・流通を促進する利用約款等のあり方

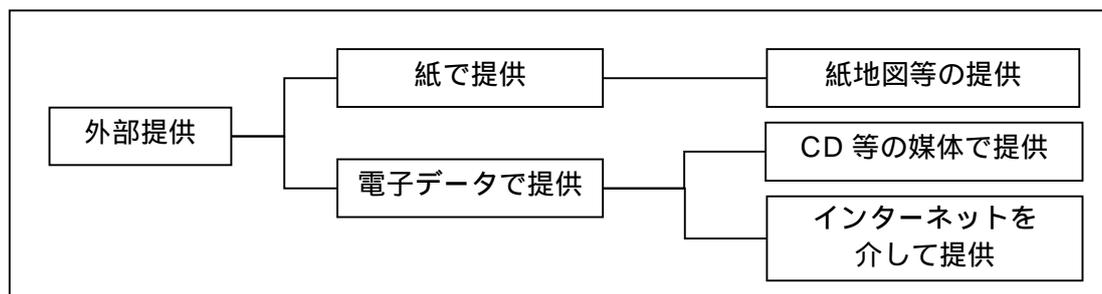
国、地方公共団体等が測量成果等の提供と二次利用を促進するためには、その利用の秩序を確保し、適切公平な利用を図らなければならない。そのためには以下のことに留意する必要がある。

測量成果等を紙地図等で外部提供する場合は、測量成果等が著作権法で保護される著作物となる場合がありうるので、著作権者の表記、無許可での複製を禁止するなどの利用の条件の表記を行うことが望ましい。

CD-ROM等の媒体で外部提供する場合及びインターネットにおいて測量成果等の提供サービスを行う場合は、利用約款等で利用条件を明確にするとよい。

測量成果の複製又は使用（測量法第43条又は第44条）を行う場合は、あらかじめ当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得る必要がある。

測量成果等の外部提供の方法は、紙で提供する場合と電子データで提供する場合の2つに分けられる。さらに電子データで提供する場合は、CD等の媒体で提供する（オフラインで提供する）場合と、インターネットを介して提供する（オンラインで提供する）場合の2つに分けられる。



上記で示したいずれの提供方法においても、不特定多数の者に利用約款等を示して提供を行う場合と、個別の申請により提供を行う場合がある。

前者の場合は、当該測量成果等を二次利用して複製・使用を行う場合についての取扱い方法、使用上の注意や免責事項、著作権等の所有者、連絡先等の情報をあらかじめ明記しておく必要がある。また、個別の申請・承認による提供の場合は、申請書に著作物の利用の許諾に係る利用方法及び条件を含む利用条件等を記載することが必要である。特に、個別の申請・承認による提供の場合は、必要に応じて以下に示す内容の記載について検討すべきである。

個別の申請・承認による提供の場合に考慮すべき記載の例

内 容	記 載 例
(1) 出所の明示	<p>測量法第44条第3項に基づき成果品について次の字句を見やすいところに明示すること。</p> <p>『この地図は、 市長の承認を得て、同市発行の 2500 分の 1 の都市計画図を使用し、調整したものである。(承認番号) × × × × 号』</p>
(2) 成果品の提出	<p>上記成果を使用した成果品はすべて各 1 部、完成次第すみやかに提出してください。</p>
(3) 成果品の修正に関すること	<p>本承認書に基づく成果品を修正しようとするときは新たに申請しなければならない。</p>
(4) 目的外使用に関すること	<p>測量成果は申請目的以外には使用しないこと。</p>
(5) 公開に関すること	<p>電気通信回線を通じてインターネット及び電子メールその他の方法により、測量成果及びそれを含む情報を公表したときは、速やかにホームページアドレス等を電子メールその他の方法により市長に報告してください。</p>
(6) 責任等に関する事項	<p>測量成果の使用を原因として何らかの問題が生じた場合、申請者の責任で解決すること。</p>
(7) 成果品の第三者への使用	<p>成果品を第三者に使用させようとするときは、事前に 市長の承認を得ること。</p>
(8) 承認の取消	<p>承認事項及び条件は必ず厳守してください。 これらに違反した場合、承認を取り消すことがあります。</p>
(9) 禁止事項	<p>公共測量の成果は営利を目的にそのまま複製しないこと。</p>
(10) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市は、必要に応じてこの測量成果の使用に関する資料又は報告書の提出を求めることができる。 ・ 都市計画図のうち 市域外の部分については、当該市町村から測量成果の使用承認を得ること。

利用約款で一般的に記載すべき事項

a) 目的

記載する内容	記載の必要性	想定される問題
提供しているサービスの目的	利用者が提供目的に沿わない利用を行うことで、誤った情報認識から派生する問題を防ぐために必要。	提供サイトが、どのような目的のために運営されているか示していない場合、利用者側が誤った情報認識に至る可能性がある。
記載内容のポイント	何の目的で提供しているかを記載するとともに、利用者が独自の目的等に使用する場合、必ずしも有用であることを保証しない旨を記載することが望ましい。	

b) 利用上の注意（作成年次、保証、問い合わせ、精度・内容、システム、リンク）

記載する内容	記載の必要性	想定される問題
作成年月	提供している測量成果等の作成年月についての注意事項	作成された年次を示すことで、実際のものとは異なる可能性を示し、トラブルを未然に防ぐために必要。
記載内容のポイント	常に最新の情報を提供することは難しいため、どの時点の情報を用いているのかを記載することが望ましい。	
保証（精度・内容）	どのような内容で、どのような精度を保証するのかを示す。	利用者が自分の利用目的を果たすことが出来るか判断するために必要。
記載内容のポイント	提供している測量成果等の正確性や測量成果等を利用した届出（土地取引等）に関して、その内容や精度等を保証しているものではないことを記載すること、併せて権利や義務に関すること、取引等の資料とするもの等重要な情報については、必ず担当部署の確認を取ることを記載することが望ましい。	
問い合わせ	提供している測量成果等に関する問い合わせ先	提供している内容についての詳細を知る上で必要。
記載内容のポイント	代表的な窓口を記載するだけでなく、提供している情報の担当課等を記載することが望ましい。	
システム	表示するブラウザでの表示に関する注意事項等	状況によって、一部又は全部利用できない可能性があることの注意喚起として必要。

記載内容のポイント	使用環境のスペック(ブラウザのバージョン等)を記載することが望ましい。併せて、指定した以外の環境では、一部動作しない、又は全部動作しない可能性があることも記載することが望ましい。		
リンク	サイトのリンクを張る場合の注意事項。	リンクが張られる際に、適切でないサイトにリンクされることを避けるために必要。	地方公共団体のサイトの情報が、適切でないサイトにリンクされることによって、利用者から地方公共団体へのクレームの可能性がある。
記載内容のポイント	・利用条件等の必要な事項を必ず読んでもらうためにリンクは指定ページにるように誘導することが望ましい。		

c) 免責事項

記載する内容	記載の必要性	想定される問題
測量成果等を利用することによって発生した不利益・損失・損害等に関する免責や直接的あるいは間接的に第三者に損害を与えた場合の提供者の免責	提供している情報によって利用者側に被害が発生した場合、賠償責任問題等を回避するための免責事項として記載が必要。	提供している情報によって利用者側に被害が発生した場合、賠償責任問題等が生じる可能性がある。
記載内容のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・測量成果等やシステムが原因の場合の免責を記載することが望ましい。 ・提供している内容や精度等を保証しているものではないことから、直接、間接的に発生した被害、損害に対することの免責を記載することが望ましい。 ・第三者に損害を与えた場合は、利用者の責任において解決すること等を記載することが望ましい。 	

d) 運用

記載する内容	記載の必要性	想定される問題
予告なく停止、変更、中断等を行うことに関する注意事項等	システム障害やメンテナンスによるサービス停止が原因で、利用できないことが起こりうるために必要。	地理空間情報の更新や追加、削除などで、今まで利用していた地図情報と異なることで、利用者からのクレームを受ける可能性がある。利用者がサービスの提供を受けることができないことでクレームが発生する可能性がある。
記載内容のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・地理空間情報の内容追加・変更・削除・利用の停止を行うことがあることを記載することが望ましい。 ・メンテナンスや停電等のため、提供を停止したり、あるいは休止又は廃止したりすることを記載することが望ましい。 	

e) 著作権等

記載する内容	記載の必要性	想定される問題
著作権等の帰属先に関する注意事項や複製等を行う場合の注意事項	提供している地理空間情報が著作権法の著作物となる場合は、利用者による著作権の侵害を防止するために必要。	地理空間情報が、他人の著作物であるにもかかわらず、利用者が、気付かずに無断で複製等を行う可能性がある。
記載内容のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・提供している地理空間情報の著作権の帰属先を明記する。 ・原著作物の著作権者を明記することが望ましい。 	

f) 禁止事項

記載する内容	記載の必要性	想定される問題
測量成果等の利用に関する禁止事項。例えば、サイトに掲載のある内容・データを違法な複製・改変によって利用することの禁止等	不正な行為が行われることを回避するために記載するために必要。	他人の権利(著作権、商標権等)や利益を侵害する可能性がある。
記載内容のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・提供する情報を著作権法、測量法で認められた目的以外で利用することの禁止を記載することが望ましい。 ・誹謗、中傷、その他公序良俗に反する行為をすることの禁止を記載することが望ましい。 	

g) その他(同意の求め、個人情報の取扱、推奨環境等)

記載する内容	記載の必要性	想定される問題
同意の求め、個人情報の取扱い、推奨環境等	<ul style="list-style-type: none"> ・利用条件に対して同意して利用することを求めることにより、不適切な利用を未然に防止するために必要。 ・同意に関して個人の情報を取得する必要がある場合、個人情報保護条例等により適正な取扱いを行うために必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用条件の内容を熟知せずに利用することが多いと考えられるため、利用者が同意した覚えがない条件によって権利が確定されてしまう問題が発生する可能性がある。 ・利用者が提供した個人情報が適切に管理されない懸念が生じる場合がある。
記載内容のポイント	<p>ボタンの押下や利用条件を見たことで、利用条件に同意したことを記載することが望ましい。</p> <p>登録された個人情報の取扱いについて記載することが望ましい。</p>	

4.5. 提供・流通を促進する対価設定のあり方

- 国及び地方公共団体が測量成果等を提供する場合は、測量成果等は社会の共通インフラであり、測量法及び地理空間情報活用推進基本法の趣旨にかんがみ、測定の重複を排除し、広く利用されることが社会全体の利益という認識の下、原則、無償又は実費の範囲で対価を設定することが望ましい。
- また、測量成果等を商業利用することにより利益を受けるものが特定の者に限られる場合、提供に際して新たな経費が発生する場合や、提供経路、提供形式が変わることにより、提供に係る費用が異なる場合は、その費用に応じた実費負担を受益者に求めることができる。

国及び地方公共団体が整備・保有する測量成果等は、社会全体に広く利用されるべき公益性の高い共通インフラであり、測量法や地理空間情報活用推進基本法の精神をかんがみ、誰でも簡便・迅速に、無償又は実費の範囲で提供を受けられることが地理空間情報を高度に活用できる社会を実現するための原則となる。

一方、公共財の整備や改良を行うことにより、特に、利益を受けるもの（受益者）が原則としてその利益に見合った経費を負担する考え方を踏まえ、行政サービスの維持・向上・公平性の観点から、以下の場合、提供費用に応じた実費負担を受益者に求めることが適当である。なお、「提供費用に応じた実費」とは、提供に要した実際の費用であり、測量成果を作成した費用、著作権料及びこれに類似する費用は含まない。

- ✓ 提供に際して紙代やコピー代のほか測量成果の精度保証のための管理費用や提供サービス向上のための提供経路（行政機関の窓口、インターネット）や提供形式（電子媒体、紙媒体、ラスター形式、ベクター形式）を変えることにより、提供に係る費用が異なる場合や、新たな経費が発生する場合。
- ✓ なお、提供形式の間で対価に差を付ける場合、利用者によっては利用できる形式が限定され、他の形式と比較して負担増となることもあるため、提供に際しては以下に留意することが必要である。
 - 利用者視点では、提供形式により対価は変わらない方がよい。
 - 提供コストが大幅に変わる場合は、高コスト提供手段の見直しが必要になる。
 - 提供対価を変えての提供経路の集約・誘導は過度になってはならない。

なお、測量成果等の市場性を考慮し、実費を超える対価を設定しようとする場合であっても、地理空間情報活用推進基本法や測量法の趣旨にかんがみ、提供・流通が阻害されないよう、提供機関・団体は慎重に判断する必要がある。

5. 測量成果等の提供にあたっての管理等の取組について

測量成果等を統合型 GIS で庁内利用する場合は、システムや測量成果等の取扱い、管理に関する規定を策定する必要がある。

測量成果等の提供にあたっては、不正流通、改竄防止、瑕疵等への対応等、情報を管理する仕組みや体制について留意する必要がある。測量成果等の作成、更新、保管のルールを定めた測量成果等のデータ管理規定を整備する必要がある。

以下にデータ管理規定として盛り込むべき主な項目の例を示す。

【データ管理規定として盛り込むべき主な項目】

総括責任部門の任命とその責務について

記載の必要性	想定される問題
責任所在の明確化のために必要。関連する部門間の調整、セキュリティ対策や事故防止等の対策など、運用管理等を総合的に実施することから必要。	利用する部署により利用環境や利用条件も異なる中で、個別にデータを運用すると、情報の漏洩の危険性が生じたり、意図せざる変化が生じたり等の問題が生ずる可能性がある。

・関係部署における責任者の任命とその責務について

記載の必要性	想定される問題
責任所在の明確化のために必要。部門間の調整内容や各種対策を確実に実施するための、部門における責任者とその役割に係る規範が必要。	関係する各部署の事情により、統合型 GIS の仕組みと異なるデータ整備や更新、システムの運用がなされ、統合型 GIS としてのスムーズな連携や運用が図れない可能性がある。

・共用空間データの作成について

記載の必要性	想定される問題
測量成果等の重複投資や正確性の異なる測量成果を整備することを避けるために、データの整備・更新(整備主体、周期や精度、共用空間として取り込む主体)に対する取り決めが必要。	各部署において個別に整備した場合、同様の測量成果を重複して作成したり、正確性に問題のあるデータを整備・更新したりする可能性がある。

・ 共用空間データの更新について

記載の必要性	想定される問題
共用空間データを効率的・効果的に活用できるようにするために、1年、3年、5年周期等定期的に、又は特定の事象が生じるごとに更新を行うこととして、データ項目ごとに必要事項を調整した規範を策定することが必要。	各部署で定められた更新周期でデータが更新されない可能性がある。更新時期等が不明になり、データ運用にあたって多くの混乱や誤用が発生し、的確に運用できなくなる恐れがある。

・ 共用空間データの保管について

記載の必要性	想定される問題
統合型 GIS の共用空間データは、効率的な運用を行うためにも、保管場所を一箇所に集中させる。また、データの集中管理を行うことで、不必要な情報の登録や削除を行わせないためにも取り決めが必要。	個別管理での運用を行っている場合など、個人情報等の不用・不必要な登録が行われることで情報漏えいにつながる可能性や重要な情報を誤って削除してしまう可能性がある。

・ 個別業務システムの運用について

記載の必要性	想定される問題
個別業務システムが統合型 GIS と連携する場合、部署毎にシステム管理者を置き、その者が運用管理に係る条件を設定し、定期的なバックアップを行うなど、システム運用に関する取り決めが必要。	統合型 GIS では、庁内の多数の部署で個別業務システムが運用され、そのデータから他部門と情報共有される部分(共用空間データとして)が生じる。個別業務システムが適切に運用管理されないと、必要な共有データが運用できなくなる可能性がある。

・ 個別業務システムのデータ共有について

記載の必要性	想定される問題
個別業務データの共有に関しては、個人情報保護や著作権、セキュリティ面での措置を講じるための規定が必要。また、運用にあたっての各種制約(利用目的や利用制限)や注意事項を確実に伝えるための規定が必要。さらに、必要に応じて部署間での報告や調整、管理状況のチェックを行うことなどの取り決めが必要。	個別業務データの共有にあたっては、個人情報保護、著作権、セキュリティを含めた運用管理面での各種の配慮が必要になる。また、業務データそれぞれの特性や制約を理解しないと誤用や無用の混乱を引き起こす恐れがある。

・既存の地理情報データの使用について

記載の必要性	想定される問題
当該データの更新の時期や正確性についての内容、著作権の扱いについての注意事項等を周知するための各種対策が必要。	正確性や著作権についての認識がないまま、不適切な運用がされる危険性がある。

・データの正確性に係る運用注意について

記載の必要性	想定される問題
・データ利用時に、その正確性の限界(瑕疵及び更新の遅れによる実際との乖離等)について周知し、運用にあたって注意喚起するとともに、瑕疵等を発見した際の報告、修正の方法等を取り決めることが必要。	データの正確性等に関する誤認から、不適切な運用を行い、業務が混乱する可能性がある。

・改竄防止について

記載の必要性	想定される問題
システムの運営を行う上で、外部からの攻撃や不正アクセス、内部からの不適切なアクセスの防止及びデータの改竄防止に向けた万全のセキュリティ対策が必要。	不正アクセスによる改竄が行われることで、業務が阻害される可能性がある。

・システム使用者の責務について

記載の必要性	想定される問題
データの利用・運用に係るルールを設定し、利用者に教育を行う等、右記の問題を発生させないための仕組みが必要。また、管理・運用を行う上での必要事項等を決定することとして必要。	共用空間データの利用にあたって、不用意に複製作成、出力、することにより意図しない個人情報漏洩、著作権侵害等をおこす可能性がある。 (空間情報を扱う特性上、個々のデータならば問題なくても、同一空間の情報として複合項目を運用すると個人情報等が露わになる場合がある。)

・職員の異動に伴う措置について

記載の必要性	想定される問題
異動部署において、職員の権限の変更、ID 等の取扱いについての取り決めとして必要。	定められた業務権限での適正利用が図られない可能性がある。

6. 主な地理空間情報の利用・提供推進の考え方

地理空間情報の利用・提供推進の基本的な考え方として、国及び地方公共団体等が整備・保有している地理空間情報には、行政の他部局や社会一般にとっても有用な情報が多数含まれている。「測量法」では、それらの公共財ともいえる測量成果等の有効活用を図るため、正確性を確保し測量の重複を排除することが規定されている。

また、「地理空間情報活用推進基本法」では、行政の各分野において必要となる地理空間情報の共用等により、地図作成の重複の是正、施策の総合性、機動性及び透明性の向上等が図られ、もって行政の運営の効率化及びその機能の高度化に寄与するものでなければならないことが基本理念として規定されている。このほか、「統合型 GIS 推進指針」では、「共用空間データ」を利用し、全体として空間データ整備の重複を防ぎ、データ作成費用を削減することが謳われている。

国及び地方公共団体等が保有する測量成果等は、「公用物」として行政内部で利用するだけでなく、関連する法令等に基づき、地域の実情に応じて国及び地方公共団体がそれぞれ判断しながら積極的に広く利用・提供することが求められている。

したがって、当該の地理空間情報に応じた目的・精度保証をはじめ、行政の多重投資の排除を踏まえた上で、知的財産権の適切な処理を行い、積極的に二次利用を促進していくことが望ましい。

ここでは、測量成果のうち特に地方公共団体で広く整備・利用されている 1/2,500 都市計画基本図、空中写真（オルソ画像含む）及び衛星画像の利用・提供推進の考え方について示す。

6.1. 地図

(1) 1/2,500 都市計画基本図

1/2,500 都市計画基本図の概要

都市計画法第 14 条では、都市計画の図書の定義として、「都市計画は、国土交通省令で定めるところにより、総括図、計画図及び計画書によって表示するもの」とされており、都市計画法施行規則第 9 条第 2 項により、「計画図は縮尺 2 千 5 百分の 1 以上の平面図とする」と定められている。その都市計画の基図である 1/2,500 以上の平面図のことを、一般的に 1/2,500 都市計画基本図というが、その呼称は、白地図、都市計画基図、1/2,500 地形図等、各地方公共団体等により様々である。

地方公共団体等では通常都市計画業務において、1/2,500 都市計画基本図に都市計画に係る情報（都市計画道路の位置、用途地域の色分けなど）を書き加えている。

また、1/2,500 都市計画基本図は、民間地図業者等が地図の製作や更新等に利用するなど、有用な地理空間情報として広く活用されている。

1/2,500 都市計画基本図については、「地図としての著作物」と「データベースとしての著作物（ベクター形式の地図データファイル⁸）」に該当する可能性があるため、この 2

⁸ 座標値をもった点列によって表現される、点・線・面等の図形データにより表される地図データファイル。「作業規程の準則」で定義されている数値地形図データファイルがこれにあたる。

つの著作物性の観点から議論する必要がある。

- 1 地図としての著作物性の有無に関する考え方

地図及びラスター画像形式で保存された地図の電子ファイルを描画する際には、「素材の取捨選択」、「注記の位置や向き及び転位（素材の配列）」、「総描（素材の表現）」、「地図の整飾やサイズ（レイアウト）」などの測量作業時の作業者の判断が含まれる場合があり、当該判断による行為に創作性が認められるときは、地図としての著作物に該当する可能性がある。

しかしながら、1/2,500 都市計画基本図等の大縮尺の地図は中縮尺以下の地図と比較して、建物等の地物を省略することなく地図上で表現することが可能になること、また、作業規程等で詳細に作業内容等を規定することにより、「素材の取捨選択」、「転位」、「総描」、「整飾」、「サイズ」について作業者が判断を行う機会及び選択の自由度が少なくなることから、作業者が創作性を発揮する余地が大幅に制限されることになる。

さらに、この制限された中に作業者の創作性が現れていたとしても、その部分を利用するのであれば、著作権法の保護が及ぶものではない。

以上のことから、1/2,500 都市計画基本図において地図の著作物性が認められ、著作権法上の保護の対象となる部分は極めて限定的である。

- 2 データベースとしての著作物性の有無に関する考え方

ベクター形式の地図ファイル（数値地形図データファイル等）は、データベースの著作物に該当する可能性があるが、著作権法におけるデータベースの著作物として保護されるためには、データベースが格納している情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものでなければならない。

一般的な 1/2,500 都市計画基本図は、都市計画法 6 条に基づき 5 年ごとに調査が定められている「都市計画に関する基礎調査」に使用する基図として、作業規程及び図式規程に従って作成される。1/2,500 都市計画基本図のデータ作成にあたっては、日本国内の地理情報標準を実利用に即して項目を絞り体系化した実用版である JPGIS に基づいて製品仕様書を各地方公共団体が定め、その製品仕様書に従って作成されている。

また、この 1/2,500 都市計画基本図のデータ作成に係る製品仕様書は、平成 17 年に国土交通省都市・地域整備局都市計画課都市交通調査室が公表した「都市計画 GIS 導入ガイドンス」に基づき又は準拠して作成されている。

一般的には、製品仕様書が詳細化されるほど、データの取捨選択や配列方法等の構成の幅が狭まり、作業者が創作性を発揮する余地は小さくなるため、このような標準化が進むほど、著作物性が否定される可能性は高まると考えられる。1/2,500 都市計画基本図のデータ作成については前述のように標準化が進んでおり、データの取捨選択や配列方法等の構成の幅が狭まり、作業者の創作性を発揮する余地が小さくなっているため、著作物性が否定される可能性は高い。

特に、各地方公共団体が作成した製品仕様書が JPGIS 及び「都市計画 GIS 導入ガイドンス」のみに基づいて作られており、素材の取捨選択や体系的な構成の部分に作業者の創作性を発揮する余地がない場合は、その製品仕様書にしたがって作成された 1/2,500 都市計画基本図のデータには、データベースとしての著作物性が認められる可能性はないと考えられる。

利用・提供における著作権処理等の基本的な考え方

前述のとおり、1/2,500 都市計画基本図作成においては、作業者の創作性が認められる可能性が低く、仮に著作物性が認められる場合においても、当該著作権による保護の対象となる部分もかなり限定されているが、部分的に著作物性が認められる可能性がある。このため、国、地方公共団体等においては、整備の際の契約等により、広く提供し、流通させることを妨げることをないように著作権についての権利処理を適切に行っておくことが必要である。

特に、整備手法に応じて著作権（財産権）の帰属先が異なることがあるため、契約書類にあらかじめ著作権（財産権）の帰属先を明確に規定しておく必要がある。その際、著作者人格権の行使の制限について、あわせて規定することが望ましい。また、業務受託者が測量成果等を使用・複製する場合は、発注者に対して、測量法の使用・複製承認の手続を行うことが必要である。

6.2. 空中写真等

以下に示す空中写真・オルソ画像は、測量法第 9 条に規定する「測量において最終の目的として得た結果又は測量成果を得る過程において得た作業記録」をいい、衛星画像は地図修正作業に使用するものをいう。なお、ここでの空中写真は、フィルム航空カメラ及びデジタル航空カメラで撮影された両方の空中写真について記述する。

（1）測量成果等における空中写真

空中写真の概要

空中写真とは、航空機等の航空カメラからほぼ鉛直下方の地表面を写した垂直写真のことであり、現実社会を把握する地理空間情報として活用分野が拡大している。行政分野では、空中写真測量、地形・土地利用の判読解析、国土の利用、保全、防災計画、災害状況調査、地理情報システムの背景画像、固定資産税業務等で利活用されている。空中写真の撮影縮尺は、その利用目的に応じ異なり、公共測量における地図作成の代表的なものとして、都市計画基本図などの地図情報レベル 2500（1/2,500 の地図と同等の精度）を作成する場合は、撮影縮尺 1/10,000～1/12,500（数値化された空中写真の地上画素寸法では 20cm～25cm 程度）として、公共測量の作業規程の準則において標準の写真縮尺と定められている。

著作物性の有無に関する考え方

一般に写真は主題の決定や被写体・構図等の決定、レンズ・カメラ・フィルム・シャッター速度・絞りの選択等について個性が現れ創作性も認められる場合には、著作物性が認められるとされている。

測量作業として実施する空中写真の撮影の場合、仕様書等に撮影箇所が示されており、作業規程に則って作業を行うように定めた仕様書が提示されていれば、基本的には作業規程に撮影縮尺、撮影高度、オーバーラップ⁹についても詳細に規定されているため、撮

⁹ 空中写真では、図化機により立体モデルを作成するために、重複部を設ける必要がある。この重複部のコース方向の重複をオーバーラップと言う

影者がその創作性を発揮するような判断を行う余地は少ない。

さらに、被写体（地形や地物）そのものを忠実に表現、表示することを目的として空中写真を撮影することから、撮影者が主題の決定や被写体の選択を行うことはない。

また、成果品の品質を求めるためにレンズ・フィルムの選択及び数値化された画像ファイルの色調補正を作業者が行うことがあるが、いずれも作業者の「思想又は感情」が創作的に表現されたものに相当する可能性は低い。

利用・提供における著作権処理等の基本的な考え方

前述のとおり、空中写真に著作物性が認められる可能性は極めて低いと考えられるが、創作性の存在を完全には否定できないため、国、地方公共団体等においては、整備の際の契約等により、広く提供し、流通させることを妨げることのないように著作権についての権利処理を適切に行っておくことが必要である。

特に整備手法に応じて著作権（財産権）の帰属先が異なることがあるため、契約書類にあらかじめ著作権（財産権）の帰属先を明確に規定しておく必要がある。その際、著作者人格権の行使の制限について、あわせて規定することが望ましい。また、業務受託者が測量成果等を使用・複製する場合は、発注者に対して、測量法の使用・複製承認の手続を行うことが必要である。

（２）測量成果等におけるオルソ画像

オルソ画像の概要

オルソ画像とは、すべての地物を真上から見た画像（正射画像）のことを指す。オルソ画像は、画像の形状に歪みが無く、また位置も正しく配置されているので、画像上で位置や面積、距離などを正確に計測することが可能である。また、地理情報システムにおいて、背景データとして他の地理情報との重ね合わせや地図情報の更新に利用することが可能であるなど、利用価値の高い情報である。

通常、航空カメラで撮影された垂直写真はレンズ中心に光束が集まる中心投影なので、レンズ中心から対象物までの距離の違いにより、画像に歪みが生じる。写真に写る物体が地面から高いほど、また、写真中心から周縁部に向かうに従って、この歪みは大きくなる。空中写真では、高層ビルなどの高い建物や周縁部の建物の像は、写真中心から外側へ傾いて写る。オルソ画像はこうした歪みが解消された画像である。オルソ画像の作成は、標高データを用いてこの像の歪みを無くし、真上から見たような傾きの無い画像に変換し、位置情報を付与することで行う。

著作物性の有無に関する考え方

オルソ画像作成作業の場合、基本的には数値地形モデルの作成に関して規定している公共測量作業規程等に則って作業を行うように定めた仕様書が提示される。正射変換では作成のアルゴリズムも決まっていることから、画像のモザイク処理の際に作業者が判断を行う余地が若干残されていることをかんがみても、オルソ画像作成者の思想又は感情が創作的に表現されたものに相当する可能性は極めて低い。

利用・提供における著作権処理等の基本的な考え方

前述のとおり、測量成果であるオルソ画像に著作物性が認められる可能性は極めて低いと考えられるが、創作性の存在を完全には否定できないため、国、地方公共団体等においては、整備の際の契約等により、広く提供し、流通させることを妨げるののないよう著作権についての権利処理を適切に行っておくことが必要である。

特に整備手法に応じて著作権（財産権）の帰属先が異なることがあるため、契約書類にあらかじめ著作権（財産権）の帰属先を明確に規定しておく必要がある。その際、著作者人格権の行使の制限について、あわせて規定することが望ましい。また、業務受託者が測量成果等を使用・複製する場合は、発注者に対して、測量法の使用・複製承認の手続を行うことが必要である。

（３）測量作業等に使用する衛星画像

衛星画像の概要

衛星画像とは、地球観測衛星に搭載されたセンサにより地上を観測したデータを画像化したデジタル画像データであり、地形・土地利用の判読解析、防災・危機管理、地球資源の把握、地球環境の監視、地図作成及び GIS の背景画像等の多くの分野・場面で活用されている。

著作物性の有無に関する考え方

衛星画像の著作物性の判断についても空中写真と同様の考えで整理できると考える。

測量作業等に使用する衛星画像は、被写体（地形や地物）そのものを忠実に表現、表示することを目的として画像を撮影することから、撮影者が主題の決定や被写体の選択を行うことはない。

また、使用目的に応じて作業者が取得した衛星画像（データ）に対して補正・調節等の処理を行うことがあるが、これらが撮影者の思想又は感情が創作的に表現されたものに相当する可能性は低い。

利用・提供における著作権処理等の基本的な考え方

前述のとおり、測量作業等に使用する衛星画像に著作物性が認められる可能性は極めて低いと考えられるが、衛星画像販売者等からデータを入手する際は、データの二次利用の許諾の考え方や条件等をあらかじめ確認しておき、許諾に際して使用条件が付される場合には、その範囲内において提供・流通が可能となることに留意する必要がある。

7. その他

7.1. ガイドラインの見直し

本ガイドラインで示した測量成果等の知的財産権の取扱いについては、社会情勢や国民の意識の変化及び技術の進捗等に応じて、また、測量法、地理空間情報活用推進基本法及び著作権法等の関係諸法の改正等により、その内容の見直しを行うよう努めるものとする。

Q & A 集

NO.	Q	A
1.2本書の位置付け（性格）		
1	どのような場合でも、ガイドラインに則った対応をしなければならないのでしょうか。	本ガイドラインは、法的拘束力を有するものではなく、行政機関等が保有する地理空間情報の二次利用を促進する上で望ましい知的財産権等の標準的な処理の考え方を示したものです。各地方公共団体において、知的財産権等に関連する法令、条例、規則等に照らした判断を行う際に、このガイドラインが示す考え方を参考にしてください。
2	本ガイドラインは、地理空間情報活用推進会議が決定した「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン（平成22年9月）」とどのような対応関係にありますか。	本ガイドラインは、地理空間情報活用推進会議によるガイドラインを踏まえた上で、測量成果等に対象に、記述を具体化したものです。
2.1.用語の定義及び関係法令の概要		
3	地理空間情報とはどのようなものですか。	地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に、次のように定義されています。 「空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報（当該情報に係る時点に関する情報を含む。以下「位置情報」という。）と空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報に関連付けられた情報」
4	ガイドラインの対象となる測量成果等とはどのようなものですか。	「測量成果等」とは、「測量法」第9条で規定する「測量成果」及び「測量記録」であり、地形図を始めとする図面や空中写真、衛星画像等の測量に係る多様な情報が該当します。
5	知的財産権とはどのようなものですか。	「知的財産権」とは、知的な創作活動によって何かを創り出した人に対して付与される、「他人に無断で利用されない」といった権利であり、これには以下のようなものが含まれます。 産業財産権については、権利を取得するために「登録」「申請」が必要ですが、著作権は著作物が創作された時点で著作者に権利が発生するため、登録等の必要はありません。

NO.	Q	A												
		<pre> graph LR A[知的財産権] --- B[産業財産権] A --- C[著作権
(著作権法)] A --- D[その他] B --- E[特許権
(特許法)] B --- F[実用新案権
(実用新案法)] B --- G[意匠権
(意匠法)] B --- H[商標権
(商標法)] </pre>												
6	<p>測量成果等に知的財産権は関係ありますか。</p>	<p>Qで説明したとおり、知的財産権には産業財産権、著作権があります。</p> <table border="1" data-bbox="319 952 1417 1915"> <thead> <tr> <th data-bbox="323 958 497 992">権利</th> <th data-bbox="497 958 1412 992">測量成果等との関係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="323 992 497 1120">特許権</td> <td data-bbox="497 992 1412 1120">「発明」とは、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」をいう(特許法第2条)。測量成果等は特許法でいう発明に当たらないため、測量成果等に特許権が発生することはない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 1120 497 1247">実用新案権</td> <td data-bbox="497 1120 1412 1247">「考案」とは、「自然法則を利用した技術的思想の創作」をいう(実用新案法第2条)。測量成果等は実用新案法でいう考案に当たらないため、測量成果等に実用新案権が発生することはない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 1247 497 1375">意匠権</td> <td data-bbox="497 1247 1412 1375">「意匠」とは、「物品の形状、模様、もしくは色彩またはこれらの結合であって、視覚を通じて美感をおこさせるもの」をいう(意匠法第2条)ため、測量成果等に意匠権が発生することはない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 1375 497 1704">商標権</td> <td data-bbox="497 1375 1412 1704"> <p>「商標」とは、「文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又は色彩との結合」で、以下に掲げるものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの。 2. 業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの。 <p>(商標法第2条第1項)</p> <p>測量成果等は商標法でいう商標に当たらないため、測量成果等に商標権が発生することはない。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 1704 497 1915">著作権</td> <td data-bbox="497 1704 1412 1915">「著作物」は、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」をいう(著作権法第2条)。著作物の例示に「地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物」とある(著作権法第10条)。測量成果等に関しても、思想又は感情を創作的に表現したものであれば、著作権が発生する場合がある。</td> </tr> </tbody> </table>	権利	測量成果等との関係	特許権	「発明」とは、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」をいう(特許法第2条)。測量成果等は特許法でいう発明に当たらないため、測量成果等に特許権が発生することはない。	実用新案権	「考案」とは、「自然法則を利用した技術的思想の創作」をいう(実用新案法第2条)。測量成果等は実用新案法でいう考案に当たらないため、測量成果等に実用新案権が発生することはない。	意匠権	「意匠」とは、「物品の形状、模様、もしくは色彩またはこれらの結合であって、視覚を通じて美感をおこさせるもの」をいう(意匠法第2条)ため、測量成果等に意匠権が発生することはない。	商標権	<p>「商標」とは、「文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又は色彩との結合」で、以下に掲げるものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの。 2. 業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの。 <p>(商標法第2条第1項)</p> <p>測量成果等は商標法でいう商標に当たらないため、測量成果等に商標権が発生することはない。</p>	著作権	「著作物」は、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」をいう(著作権法第2条)。著作物の例示に「地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物」とある(著作権法第10条)。測量成果等に関しても、思想又は感情を創作的に表現したものであれば、著作権が発生する場合がある。
権利	測量成果等との関係													
特許権	「発明」とは、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」をいう(特許法第2条)。測量成果等は特許法でいう発明に当たらないため、測量成果等に特許権が発生することはない。													
実用新案権	「考案」とは、「自然法則を利用した技術的思想の創作」をいう(実用新案法第2条)。測量成果等は実用新案法でいう考案に当たらないため、測量成果等に実用新案権が発生することはない。													
意匠権	「意匠」とは、「物品の形状、模様、もしくは色彩またはこれらの結合であって、視覚を通じて美感をおこさせるもの」をいう(意匠法第2条)ため、測量成果等に意匠権が発生することはない。													
商標権	<p>「商標」とは、「文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又は色彩との結合」で、以下に掲げるものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの。 2. 業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの。 <p>(商標法第2条第1項)</p> <p>測量成果等は商標法でいう商標に当たらないため、測量成果等に商標権が発生することはない。</p>													
著作権	「著作物」は、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」をいう(著作権法第2条)。著作物の例示に「地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物」とある(著作権法第10条)。測量成果等に関しても、思想又は感情を創作的に表現したものであれば、著作権が発生する場合がある。													

NO.	Q	A																						
3.2.2.著作権法における測量成果等の著作物性の判断要素																								
7	著作権にはどのような権利がありますか。	<p>著作権には「著作者人格権」と、「著作権（財産権）」の二つがあります。</p> <p>「著作者人格権」は、著作者が精神的に傷つけられないようにするための権利であり、公表権、氏名表示権、同一性保持権等（第18条以下）があり、創作者としての感情を守るためのものであることから、これを譲渡したり、相続したりすることはできないこととされています。（第59条）</p> <p>著作権（財産権）は、財産的利益を守るための権利で、複製権、上演権・演奏権、上映権、公衆送信権等、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権・翻案権、二次的著作物の利用に関する原著作者の権利があり（第21条以下）、土地の所有権などと同様に、その一部又は全部を譲渡したり相続したりすることができます。</p>																						
8	著作物とはどのようなものですか。	<p>著作権法では、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」と定義されています。（著作権法第2条1項1号）</p> <p>また、著作権法では、「アイデア」については保護の対象としておらず、測量成果等を作成する上でのアイデアや指針そのものに、著作物性が認められることはありません。あくまでも測量成果等の具体的表現に作業者の創作性が見いだされる場合にのみ、著作物となりうるとされています。</p>																						
9	著作物にはどのような種類があるのでしょうか。	著作権法第10条に著作物の例示として以下のように示されています。																						
<table border="1" data-bbox="309 1361 1422 1832"> <tbody> <tr> <td>言語の著作物</td> <td>講演、論文、レポート、作文、小説、脚本、詩歌、俳句</td> </tr> <tr> <td>音楽の著作物</td> <td>楽曲、楽曲を伴う歌詞</td> </tr> <tr> <td>舞踊、無言劇の著作物</td> <td>日本舞踊、バレエ、ダンス、舞踏、パントマイムの振り付け</td> </tr> <tr> <td>美術の著作物</td> <td>絵画、版画、彫刻、マンガ、書、舞台装置など(美術工芸品を含む)</td> </tr> <tr> <td>建築の著作物</td> <td>芸術的な建築物</td> </tr> <tr> <td>地図、図形の著作物</td> <td>地図又は学術的な図面、図表、設計図、立体模型、地球儀など</td> </tr> <tr> <td>映画の著作物</td> <td>劇場用映画、アニメ、ビデオ、ゲームソフトの映像部分などの「録画されている動く影像」</td> </tr> <tr> <td>写真の著作物</td> <td>写真、グラフィアなど</td> </tr> <tr> <td>プログラムの著作物</td> <td>コンピュータ・プログラム</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="293 1839 715 1865">そのほかにつきのような著作物もあります</p> <table border="1" data-bbox="309 1872 1422 1995"> <tbody> <tr> <td>二次的著作物</td> <td>著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物</td> </tr> <tr> <td>編集著作物</td> <td>詩集、百科事典、新聞、雑誌などの編集物</td> </tr> </tbody> </table>			言語の著作物	講演、論文、レポート、作文、小説、脚本、詩歌、俳句	音楽の著作物	楽曲、楽曲を伴う歌詞	舞踊、無言劇の著作物	日本舞踊、バレエ、ダンス、舞踏、パントマイムの振り付け	美術の著作物	絵画、版画、彫刻、マンガ、書、舞台装置など(美術工芸品を含む)	建築の著作物	芸術的な建築物	地図、図形の著作物	地図又は学術的な図面、図表、設計図、立体模型、地球儀など	映画の著作物	劇場用映画、アニメ、ビデオ、ゲームソフトの映像部分などの「録画されている動く影像」	写真の著作物	写真、グラフィアなど	プログラムの著作物	コンピュータ・プログラム	二次的著作物	著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物	編集著作物	詩集、百科事典、新聞、雑誌などの編集物
言語の著作物	講演、論文、レポート、作文、小説、脚本、詩歌、俳句																							
音楽の著作物	楽曲、楽曲を伴う歌詞																							
舞踊、無言劇の著作物	日本舞踊、バレエ、ダンス、舞踏、パントマイムの振り付け																							
美術の著作物	絵画、版画、彫刻、マンガ、書、舞台装置など(美術工芸品を含む)																							
建築の著作物	芸術的な建築物																							
地図、図形の著作物	地図又は学術的な図面、図表、設計図、立体模型、地球儀など																							
映画の著作物	劇場用映画、アニメ、ビデオ、ゲームソフトの映像部分などの「録画されている動く影像」																							
写真の著作物	写真、グラフィアなど																							
プログラムの著作物	コンピュータ・プログラム																							
二次的著作物	著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物																							
編集著作物	詩集、百科事典、新聞、雑誌などの編集物																							

NO.	Q	A
	<p>データベースの著作物</p> <p>編集著作物のうち、コンピュータで検索できるもの</p> <p>なお、次のような著作物については、著作権の目的とはならないこととされています(第13条)。 憲法その他の法令(地方公共団体の条例、規則を含む。) 国や地方公共団体又は独立行政法人・地方独立行政法人の告示、訓令、通達など 裁判所の判決、決定、命令など から の翻訳物や編集物(国、地方公共団体等又は独立行政法人・地方独立行政法人が作成するもの)</p>	
10	<p>地図の著作物性を判断するポイントがありますか。</p>	<p>地図の著作物性を判断するポイントは、「素材の取捨選択」、「素材の配列」、「素材の表現」、「レイアウト」の4つに類型化され、いずれかに個性が現れ創作性も認められる場合には、著作物性が認められます。</p>
11	<p>空中写真の著作物性を判断するポイントがありますか。</p>	<p>空中写真の著作物性を判断するポイントは、「主題の決定」や「被写体・構図等の選択」について、個性が現れ創作性も認められる場合には、著作物性が認められます。</p>
12	<p>地理空間情報がデータベースの著作物に該当するかどうかの判断基準はありますか。</p>	<p>データベース著作物については、情報の体系的な構成や情報の選択のいずれかに創作性が認められるかが判断基準となりますが、情報の体系的構成や選択について自由度が低い場合には創作性が否定されやすくなります。</p>
13	<p>もとの地図に著作物性があった場合、ラスターデータ化した地図には著作物性が引き継がれますか。</p>	<p>はい。著作物性のある地図をラスターデータ化した場合、電子化により得られたラスターデータには、もとの地図の著作物性のみが存在していることとなります。</p>
<p>3.2.3. 測量成果等の著作物性の判断基準</p>		
14	<p>都市計画基図の注記に作業者の創作性はないのでしょうか。</p>	<p>注記は公共作業規程において配置が規定されており、対象物との位置関係を的確に示し、かつ、その注記によって重要な地形及び地物を抹消しないように表示することとされていますが、注記の配置にあたっては、測量作業時に適宜作業者の判断が求められます。</p> <p>しかし、公共測量作業規程においては、注記の取捨選択についても規定されていることから、その作業者の判断による創作的な表現の幅は小さいと考えられます。</p>
15	<p>芸術写真と測量作業における空中写真の著作物としての違いは何でしょうか。</p>	<p>芸術写真は、主題の決定や被写体の選択、構図の設定や光のあて方などにより、撮影者の「思想又は感情」を創作的に表現したものであれば著作物性が認められ、著作権法上の著作物となります。</p> <p>一方、測量作業における空中写真の場合は、被写体は地表面で撮影範囲はあらかじめ決められていることから、カメラアングル・構図、ライティング等についての撮影者の判断や工夫は少なく、創作の幅も狭いといえます。しかし、創作性が微少な場合であっても、撮影者の発意に基づく「思想又は感情」が創作的に表現されていれば、著作物として保護されると考えられます。</p>

NO.	Q	A
		<p>なお、創作性が微少な場合には、その著作権の保護は弱いと考えられ、そのままコピーして利用した場合(デッドコピー)に限定して、複製権の侵害を肯定するということが裁判において示されています。(知的財産高等裁判所第4部 平成17年(ネ)第10094号)</p>
16	<p>費用をかけて測量成果等を整備した場合でも、著作物として認められないのですか。</p>	<p>一般に、地図の作成には多大な費用を要するものですが、その経済的価値は、その表現の創作性に必ずしも左右されるものではないと言えます。</p> <p>また、創作的表現の保護を目的とする著作権法のもとでは、経済的価値の高い地図であっても、「思想又は感情」が創作的に表現されていると認められない場合には、必ずしも著作権法上の保護の対象となるわけではありません。ただし、著作権で保護されなくとも、民法上の不法行為の規定による保護が受けられる可能性はあります。</p>
17	<p>他の主体が整備した道路や建物などの複数種類の情報がセットになっている電子データから特定の地物や道路縁のデータを抜き出す行為は、著作権侵害に該当しますか。</p>	<p>著作権侵害に該当するかは、著作物性が反映されている部分を一体的に抜き出しているかが大きな判断要素になります。特定の地物等のデータの抽出行為は著作権侵害に該当しないと考えられますが、抜き出すデータのセットに著作物性がないことを確認しておくことが望ましいです。</p>
18	<p>独自に作成された公共測量作業規程は著作権法で保護されますか。</p>	<p>国、地方公共団体等が作成する公共測量作業規程等は、著作権法第13条の「告示、訓令、通達その他これに類するもの」に相当し、著作権法では保護されないと考えられます。</p>
3.2.4. 著作権等の帰属に関する考え方		
19	<p>受託業者側に測量成果の著作権が帰属していると、どのようなことが生じますか。</p>	<p>測量法における「測量成果」とは、当該測量において最終の目的として得た結果であり(測量法第9条)、国又は地方公共団体等が得た測量成果を複製又は使用する場合には、当該測量計画機関(国または地方公共団体等)の承認を得なければならないとされています(測量法第29,30,43,44条)。この承認行為は、測量計画機関が利用しようとしている測量成果の著作権を保有している場合は、著作権法に基づく利用の許諾を兼ねているものとして運用してきています。</p> <p>ところが、測量成果が著作物であって、かつ、受託業者側に測量成果の著作権が帰属している場合は、測量法に基づく承認だけではならず、受託業者にも著作権の利用許諾を得なくてはなりません。</p>
20	<p>著作権は、原則として誰が保有する権利ですか。</p>	<p>著作権は、原則として著作物を創作した著作者に帰属します。そのため、行政機関等が自ら地理空間情報を整備する場合には、行政機関等が著作権を保有することとなります。行政機</p>

NO.	Q	A
		<p>関等が民間事業者等に外部委託して地理空間情報を整備する場合又は行政機関等が民間事業者等から地理空間情報を購入する場合には、民間事業者等が著作権者になるのが一般的です。</p> <p>したがって、二次利用にあたっての紛争を未然に回避する意味からも契約書等に著作権は発注者に譲渡することを明記することが必要です。</p>
21	<p>独自に作成された公共測量作業規程に従って作成された地図には著作物性があり、測量計画機関に著作権が帰属するとはいえませんか。</p>	<p>独自に作成された公共測量作業規程に従って作成された地図であるというだけで、その地図が著作物に該当するとは限りません。作成された地図に何らかの創作性が表現されていれば著作物となり、創作性を発揮した者に著作権は帰属します。</p> <p>例えば、民間事業者等に委託して地図を整備する場合は、測量計画機関が独自に作成した公共測量作業規程に従って作成された地図であっても、民間事業者等が素材の選択や配列等の判断を行い、当該判断を行った箇所に創作性が表現されていれば、その部分の著作権は当該民間事業者等に帰属します。反対に、民間事業者等が創作性を発揮する余地がないほど詳細に監督員が指示を出しているなどの場合は、その測量計画機関に著作権が帰属すると考えられます。</p> <p>ただし、作成される測量成果ごとに個別の判断が必要になりますので、後日の紛争を未然に回避する意味でも、契約書等に著作権は発注者に譲渡することを明記しておく必要があります。</p>
22	<p>民間事業者等に外部委託した場合、著作権はどちらに帰属することになりますか。</p>	<p>著作権法では著作物を創作した者が著作者となり、著作者の権利である著作者人格権と著作権(財産権)を享有しますので、契約書・仕様書等において著作権(財産権)の譲渡についての契約等を行わない場合であれば、通常は作業者である民間事業者等に著作権(財産権)は帰属することになります。</p> <p>しかし、民間事業者等へ外部委託した場合であっても、発注者が詳細な仕様書(作業規程・図式を含む)や他者が作成した仕様書・規程等に準じた仕様を自ら作成して提示し、資料の提供や、詳細な監督指示を出して作成する場合は、発注者側に著作者人格権と著作権(財産権)が帰属することも考えられます。</p> <p>なお、発注者が詳細な仕様書や作業規程、図式等を自ら作成して提示した場合であっても、作業時に判断できない部分について詳細な監督指示をせず業務受託者に判断を任せただけの場合は、作業者である民間事業者等に著作者人格権と著作権(財産権)が帰属することも考えられます。</p>
3.2.5. 著作権等の権利処理について		

NO.	Q	A
23	共同著作物の場合、利用許諾手続で注意すべきことはありますか。	<p>共同著作物の場合、複数の著作者が著作権を共有しており、第三者に利用を許諾する場合や自ら利用する場合においても、その共有著作権の行使に当たっては、他の共有者全員の合意が必要となります(著作権法第 65 条第 2 項)。</p> <p>もっとも、著作権法では著作権を代表して行使する者を定めることができる(著作権法第 65 条第 4 項)とされていますから、例えば、市が代表者として著作権の処理を行うというような契約を著作権者間で取り交わしておけば、利用者の利便性を向上することができます。また、こうした煩雑な問題を避けるためには、共有者から共有持分を譲り受けておくことも可能です。</p>
24	民間事業者等が作成した地理空間情報を購入する際に注意することは何ですか。	<p>一般的に、民間事業者等が作成した地理空間情報を利用する場合、その作成した民間事業者等と利用許諾契約を締結する必要があります。</p> <p>この場合、利用する側の利用の目的や範囲については、利用許諾契約の中であらかじめ明確にしておくことが、後日の紛争が生じないようにするためにも重要です。</p> <p>また、その地理空間情報が他の著作物の二次的著作物に当たるものでないかどうか、他に権利を主張している者がいないか等についても確認し、著作権の所在の確認をしておくことも必要と思われる。</p>
25	国、地方公共団体等が民間事業者と共同で測量成果等を整備しようとした場合、どのような点について留意すればよいのでしょうか。	<p>創作性のある表現行為が共同で行われて整備された場合の測量成果等は、著作権法上の共同著作物となり、整備を行ったすべての機関が著作権を共有することになります。</p> <p>したがって、測量成果等の提供・流通を図る場合は、共同著作者全員の合意が必要となります。そのため、事前に整備後の著作権の行使のあり方や著作権の持分割合について、十分協議し、合意をしておくことが望ましいでしょう。</p> <p>また、整備された測量成果は公共測量の成果であることから、測量法の適用を受けることとなりますので、その合意が、測量法の各規定に反する取扱いとならないように留意する(測量成果である場合は、共同著作者であっても使用・複製を行う際には、測量計画機関に対して、測量法第 43 条及び第 44 条の使用・複製承認を得る等)必要があります。</p>
26	国、地方公共団体等が民間事業者に測量成果等をプロポーザル発注形式によって整備しようとした場合、提出される技術提案書についてはどのような点について留意すればよいのですか。	<p>プロポーザル発注形式の場合、業務を受託しようとする者(提案者)は、発注者が外部委託しようとする業務概要や内容に沿って技術提案書を作成します。この技術提案書には、提案者側の学術的判断や創意工夫に基づく作業の実施方法等とその理由に関する論説等、「思想又は感情を創作的に表現した」と認められる可能性のある内容が含まれるため、著作権が成立する可能性があり、その場合、技術提案書の著作権は提案者に</p>

NO.	Q	A
		<p>帰属すると考えられます。</p> <p>発注者は、この技術提案書に基づき、提案者を特定し、改めて技術提案書の内容に準じた発注仕様書（特記仕様書）を作成することになります。発注仕様書は発注者の意思表示の内容を示したものであって、思想又は感情を表現したものではないことから、著作権法の保護の対象とはならないと思われませんが、万が一に備えて、著作権（財産権）の放棄と著作者人格権の不行使について技術提案書に明記させることがよいでしょう。</p>
27	<p>測量法の複製、使用申請のみで、著作権法の処理も可能でしょうか。</p>	<p>著作権法（国有財産法及び地方自治法）は、財産権としての経済的側面により著作物を保護することを目的としていますが、測量法は、測量成果の利用秩序の確保と、その公平な利用を図ることを目的としていますので、法律上保護しようとする利益がそれぞれ異なっています。</p> <p>したがって、測量成果の複製や測量のための使用については、測量法の規定により、当該測量成果等を得た測量計画機関がその承認を行うとともに、その著作権を財産として管理する者が利用の許諾を行う必要があります。</p> <p>しかし、測量法の目的としている「測量成果を広く利用させることによって、測量の重複を除く」ため、その著作権の財産権を行使しない場合などは、測量成果の著作物の複製・使用の承認においては、あらかじめ測量計画機関と財産管理者が協議等を行った上で、測量法の複製・使用の承認を行うことにより、著作権法の複製の意志及び利用の許諾を行ったとする取扱いとすることが可能であると考えられます。このような場合は、著作権の処理が同時に行われたことを明記しておくといでしょう。</p>
28	<p>著作物性のある測量成果の著作権等を発注者に一部譲渡させ、業務受託者（民間事業者等）との共有にした場合、その測量成果を複製・使用させる際にどのような点について留意すべきですか。</p>	<p>測量法第 43 条及び第 44 条による測量成果の複製・使用申請及び共有著作権の共有者全員の合意が必要となる場合があります。</p> <p>ケース 1：地方公共団体等自らが測量成果 A を複製・使用する場合測量法の手続：測量法第 36 条による公共測量の計画書の提出（地方公共団体等 国土地理院長）著作権法の手続：共有著作権の共有者全員の合意が必要。</p> <p>ケース 2：共有著作権の共有者である民間甲が測量成果 A を複製・使用する場合測量法の手続：測量法第 43 条・44 条による測量成果の複製・使用申請（民間甲 地方公共団体等）著作権法の手続：共有著作権の共有者全員の合意が必要。</p> <p>ケース 3：測量成果を民間乙（第三者）が複製・使用する場合</p>

NO.	Q	A
		<p>測量法の手続：測量法第 43 条・44 条による測量成果の複製・使用申請（民間乙 地方公共団体等）</p> <p>著作権法の手続：共有著作権の共有者全員の合意が必要。</p> <p>ケース 4：ケース 1 で地方公共団体等が使用して作成した測量成果 B を民間乙（第三者）が複製・使用する場合。</p> <p>・測量法の手続：測量法第 43 条・44 条による測量成果の複製・使用申請（民間乙 地方公共団体等）が必要。</p> <p>・著作権法の手続：測量成果 B の著作権者及び測量成果 A の原著作者全員の合意が必要。</p>
	<p>著作権の許諾については事前に代表者を定めて、その代表者のみに申請をすることができる。</p>	<p>The diagram illustrates the legal and procedural flow between different entities. At the top, '共同著作物' (Joint Work) is created by '共同著作権者' (Joint Copyright Holders), which includes '地方公共団体' (Local Public Body) and '民間 A' (Private A), connected by '契約・協定' (Contract/Agreement). '民間 B' (Private B) uses and reproduces the '共同著作物' and applies for a '著作権利用許諾' (Copyright License) from '民間 A'. '民間 C' (Private C) also uses and reproduces the '共同著作物' and applies for a '著作権利用許諾' from '民間 A'. '民間 C' then produces 'A オリジナル製品' (A Original Product). '民間 B' also applies for a '測量法申請' (Measurement Law Application) from '民間 A'. '民間 A' applies for a '測量法申請' from '地方公共団体'. '民間 A' also applies for a '著作権利用許諾' from '地方公共団体'. '民間 A' uses and reproduces 'A オリジナル製品' and applies for a '著作権利用許諾' from '地方公共団体'. '民間 B' also applies for a '著作権利用許諾' from '地方公共団体'. '民間 C' applies for a '著作権利用許諾' from '地方公共団体'. '民間 C' also applies for a '測量法申請' from '地方公共団体'.</p>

NO.	Q	A
3.4. 提供・流通を見据えた民間事業者等との契約のあり方		
29	地理空間情報の著作権の所在について契約で定めることはできますか。	<p>原則的に著作権は著作者に帰属するが、著作権(著作財産権)は契約によって譲渡することが可能なため、契約に定めがある場合には、その定めに従って権利が移転することになります。</p> <p>著作者人格権については、譲渡することはできないため、その行使について契約で定めることが望まれます。</p>
30	測量成果等の著作権等の帰属先は整備方法等により異なると思いますが、提供・流通を進める上で考慮しなければならない契約上の留意点について教えてください。	<p>測量成果等の調達・整備方法によって測量成果の著作権の帰属先が測量作業を発注した測量計画機関となる場合、作業業者である業務受託者あるいは共同著作者となる場合など、それぞれ異なる場合が考えられます。</p> <p>測量計画機関以外の者に著作権が帰属している場合、著作権(財産権)等の処理をあらかじめ明確にしておくことにより測量成果等の提供・流通の際の手続の煩雑化を防止するため、測量成果等の調達・整備の際には測量計画機関と業務受託者や共同著作者の間で著作権(財産権)の譲渡及び著作者人格権の不行使に関して契約等に定めておくことが必要となります。</p> <p>著作権(財産権)及び著作者人格権は、著作者が著作物を創作した時点で生じる権利であるため、契約等に著作権(財産権)の帰属先の定めがなくとも、著作物性が認められさえすれば、権利は著作者に自動的に付与されます。</p> <p>しかし、外部委託で行われた測量成果等の著作権が発注者に帰属するか作業業者に帰属するかは、創作性への関与によってケースごとに異なるため、争点を作らないためにも契約書等でとりきめをしておくことが望ましいと考えます。</p> <p>具体的には、著作物に関する権利のうち、著作権(財産権)は譲渡が可能な権利であり、また著作者人格権についても、予め成果物に対してその権利を行使しない旨を契約により約束させることが可能であることから、測量作業の外部委託に際しては、著作権(財産権)の譲渡および著作者人格権の不行使に関し、調達・整備の契約時に予め明記しておく必要があります。</p>
3.5. 測量成果等の更新における留意点		
31	同一性保持権とはどのようなものですか。	<p>同一性保持権(著作権法第20条)は、著作者人格権のひとつであり、著作物が著作者に無断で改変されると著作者の人格的利益が傷つけられるおそれがあることから認められるものです。著作者人格権を有していない者が著作者の意に反して著作物を改変する行為は、同一性保持権の侵害に該当する可能性があります。</p>
32	地図を更新する行為は著作者人格権(同一性保持権)の侵害に該当しますか。	<p>地図の更新は、地物等の変化に伴って一定の規則の下で、実世界との整合性及び正確性を確保するために行うものであり、その必要性が高いことから、同一性保持権の適用除外規定第20</p>

NO.	Q	A
		<p>条第 4 号の「やむを得ない改変」に該当すると考えられます。そのため、同一性保持権の侵害には該当しないものと考えられます。</p>
33	<p>翻案権が、創作者から別人に譲渡され、同一性保持権と翻案権とが別々の主体によって保持されている場合、翻案権を有する主体による改変は、同一性保持権の侵害にならないでしょうか。</p>	<p>行政が測量成果等の著作権（財産権）を有しているが、著作人格権を外部業者が保持している場合、翻案権を有する主体としての行政による改変が、同一性保持権の侵害に該当する可能性は低いと考えられます。しかし、該当する可能性を完全に排除できないため、念のため、同一性保持権の不行使契約を結んでおくことが望ましいと言えます。</p>
34	<p>著作物性のある測量成果等を私的使用のために複製する場合、著作権法上で留意することはありますか。</p>	<p>測量法上では、社内での部数を限定したコピー等は私的使用に該当するものとして運用しています。が、著作権法上は個人的または家庭内での使用のみが私的使用として著作権侵害としないとされており、社内での少数部数のコピーでも理論的には著作権侵害となります。</p> <p>また、私的使用の権利制限については著作権法第 30 条で定められていますが、同条は同一性保持権の権利制限には該当しませんので、利用者としては、著作人格権にも配慮することが望ましいと言えます。</p>
4.1.著作権法上の留意点		
35	<p>二次的著作物とはどのようなものですか。</p>	<p>二次的著作物とは「著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物」となります。（著作権法第 2 条第 11 項）</p> <p>測量成果等を編集又は加工して作成された地理情報は、二次的著作物として著作権法の保護を受ける可能性があり、二次的著作物には、その原著物の著作人の権利が及ぶため（第 28 条）利用者は著作権者と原著物の双方との間で権利処理を行う必要があります。</p>
36	<p>二次利用を促進するために二次的著作物の取扱いで留意すべき点はありますか。</p>	<p>測量成果等が著作権法で保護される二次的著作物である場合、これを二次利用しようとする者は、一般には著作権法に基づく複製や翻案その他の利用に対する許諾を二次的著作物の著作者だけでなく原著物の著作者との間でも必要とします。</p> <p>しかしながら、権利処理の相手が増えると二次利用が進まなくなる恐れがあるため、国や地方公共団体など公的機関が原著物の著作者である場合は、二次的著作物に対しては原著作者としての権利をできるだけ行使しないようにすることが望ましいと言えます</p>
37	<p>測量法第 30 条に規定する使用承認を受けて作成した地図等を利用するにあたって、留意すべき点はありますか</p>	<p>著作物の地図を使用して独創性のある別種の地図を作成したときは、作成した地図は二次的著作物となり、その二次的著作物の著作者は原著作者の許諾なく第三者に複製等をさせる</p>

NO.	Q	A
		<p>ことができません。</p>
<p>4.3. 財産分類上の留意点</p>		
38	<p>地理空間情報の著作権は、「行政財産」と「普通財産」のどちらで管理すべきですか。</p>	<p>行政財産と普通財産のどちらで管理するかについては、地理空間情報の使用目的に応じて個別に判断し対応することになります。行政財産による管理は財産自体の使用価値に着目する場合は該当し、普通財産による管理は資本価値や経済的価値に着目する場合は該当しますが、両者について、必ずしも統一的な基準に基づく区別があるわけではなく、地理空間情報の使用目的に応じて個別に判断し対応することが必要です。</p>
39	<p>国有財産法や地方自治法でいう公有財産の処分とはどのようなものですか。</p>	<p>地方自治法の第 237 条では、財産の管理及び処分について記されており、第 2 項で「条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない」とされています。</p> <p>また、国有財産法第 18 条では、行政財産の処分等の制限について記されており、「行政財産は、貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又は私権を設定することができない。」とされています。</p> <p>この国有財産法や地方自治法でいう公有財産の処分とは、「行政に対象物が残らないように移転、譲渡、廃棄等を行うこと」を指すと考えられています。</p>
40	<p>測量成果等を公有財産として登録している場合、それらを提供する行為は地方自治法でいう財産の処分に該当しますか。</p>	<p>公有財産の処分とは、「その財産を使用し、譲渡し、廃棄しあるいは移転した結果、もはや財産が行政機関に残らなくなることを指すと考えられます。従って、測量成果が公有財産に該当する場合において、その測量成果を刊行しあるいは広く一般の利用に提供する行為は、当該公有財産の処分には当たらないと考えられます。</p> <p>また、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項には「行政財産は、その用途または目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」と規定されています（国有財産法第 18 条第 6 項にも同様の規定があります）。精度の高い測量成果を広く一般の利用に供することは、後続の測量の精度確保や測量の重複排除に役立つだけでなく、地理空間情報全体の活用促進にも寄与しますから、測量法や地理空間情報活用推進基本法の基本理念に合致します。すなわち、行政財産である地図を一般の利用に供することは、「その用途または目的を妨げない限度においてその使用を許可すること」に該当すると考えられます。</p> <p>国や地方公共団体は、以上のことを念頭に、自らが実施した</p>

NO.	Q	A
		測定の成果は広く一般の利用に供することが求められます。
4.5. 提供・流通を促進する対価設定のあり方		
41	測定成果等を提供する場合の対価設定の考え方について教えてください。	<p>測定成果等は社会の共通インフラであり、測定法及び地理空間情報活用推進基本法の趣旨にかんがみ、測定の重複を排除し、広く利用されることが望まれるため、原則、無償又は実費の範囲内で提供することが望まれます。ただし、測定成果を利用することにより利益を受けるものが特定の者に限られ、もしくは、提供に際して（新たに）相当の経費が発生する場合には、実費負担を受益者の求めることができると考えられます。</p> <p>また、提供経路（行政機関の窓口、インターネット）や提供形式（電子媒体、紙媒体、ラスタ形式、ベクター形式）の違いによって、その提供に係るコストが異なる場合、そのコストに応じた実費負担を受益者の求めることができると考えられます。</p>
その他		
42	著作権法上のフェアユースとはどのようなものですか。	著作権法上のフェアユースとは、著作権侵害の主張に対する利用者側からの抗弁理由のひとつで、利用者が著作物を利用する場合に、公正な利用（フェアユース）であると認められる場合には予め権利者の同意を得ずに複製等を行っても良いものとする考え方をいいます。実際には、利用者が行った利用がフェアユースに該当するかどうかは、利用者の主張に基づき裁判所が判断することになります。
43	測定成果の利用・提供を行う場合、フェアユースに該当する可能性はありますか。	<p>日本版のフェアユースについて法制小委員会から「権利制限の一般規定に関する報告書」が平成22年12月に公表され、一般規定の利用類型について示されています。</p> <p>想定される利用例として「写真や映像の撮影といった行為に伴い、本来行為者が意図している撮影対象とは別に、軽微な程度ではあるものの、いわば付随的に美術の著作物や音楽の著作物等が複製され、あるいは当該著作物が複製された写真や映像を公衆送信等するといった利用」が挙げられています。この類型には、地上写真や空中写真の撮影に伴い、付随的に美術の著作物や音楽の著作物等が複製される行為（いわゆる「映り込み」）に該当する可能性があると考えられます。また、「適法利用の過程における著作物の利用」の類型としては、地図調整業務の受託者が、ある著作物について、委託者かつ当該著作物の著作権者である発注者から最終成果物へ引用することの許諾を受けている場合において、中間過程で必要最低限度行う複製が該当すると考えられます。</p>

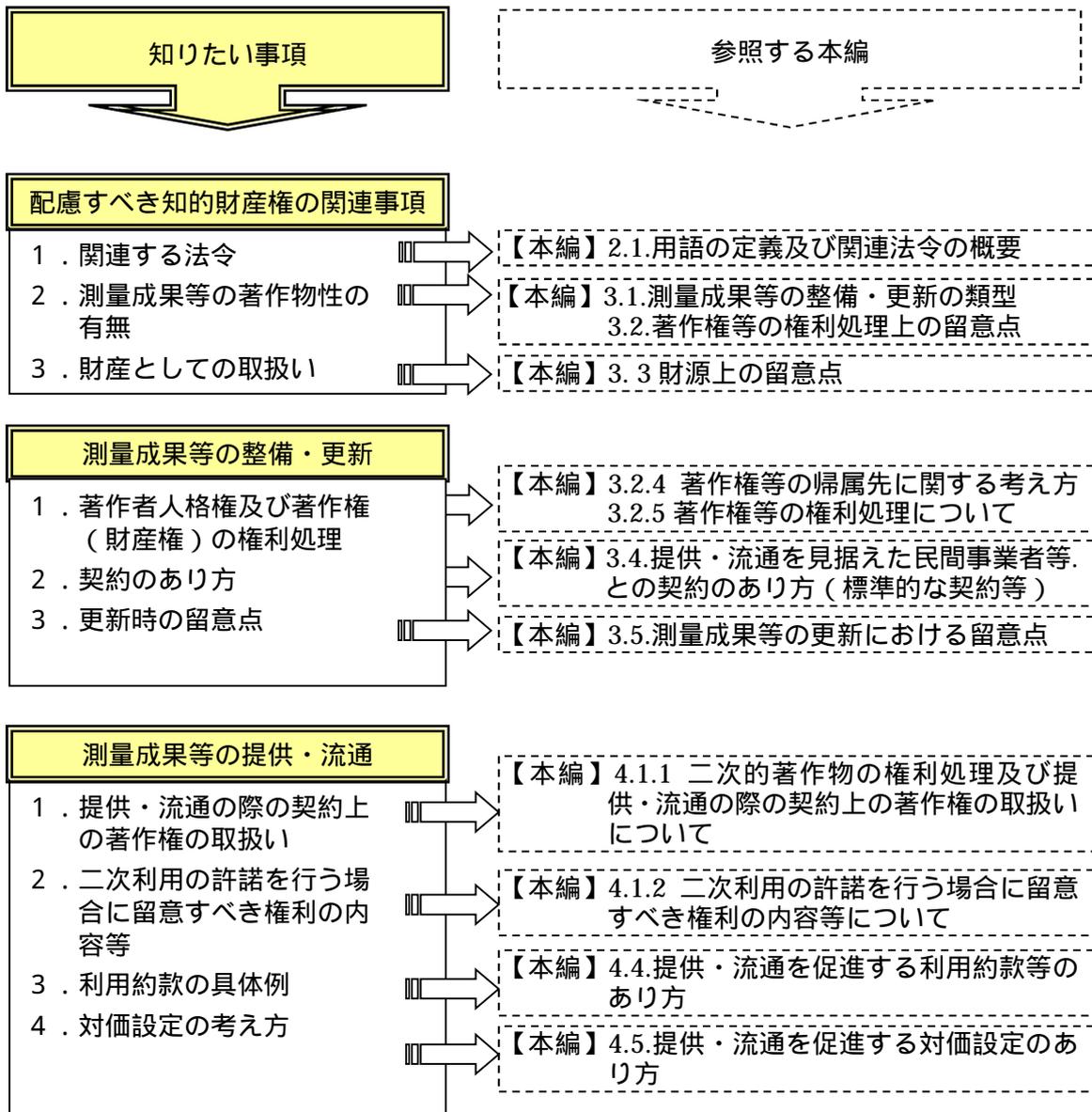
NO.	Q	A
		<p>ただし、現状においては測量成果の利用・提供と一般規定との関係性が明確になっていない部分が大きいため、今後の検討状況を注視する必要があります。</p>
44	<p>日本版フェアユースはいつ導入されるのですか。</p>	<p>日本版のフェアユースについて法制小委員会から「権利制限の一般規定に関する報告書」が平成22年12月に公表されており、今後、平成23年度以降の著作権法の改正を経て、日本版フェアユースが導入される見込みです。</p>
45	<p>コンテンツ版バイ・ドール制度との関係はどうなっていますか。</p>	<p>コンテンツとは、インターネットなどの情報サービスにおいて、提供される文書・音声・映像・ゲームソフトなどの個々の情報（デジタルコンテンツ）のことをいいます。コンテンツ版バイ・ドール制度とは、国、地方公共団体等が業務委託等によって制作するコンテンツについて、その知的財産権を業務受託者に残すことにより、業務受託者の制作へのインセンティブを高め、かつ当該コンテンツの事業活動での二次利用を促進する制度で国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としているものです。</p> <p>一方、測量法の趣旨は、測量の正確さを確保し、その精度向上を図るとともに、公共の負担において作成された測量の成果を、できるだけ広く一般国民に利用させることにより、測量の重複を除くことです。</p> <p>測量成果等は、国土の保全及び利用の際の基礎資料として、行政の各部局での利用や国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会を実現する上で、極めて重要なものといえます。また、測量成果等はいわば公共財産ともいえるものであることから、測量法によってその複製や使用について承認を行い、広く一般に利用させるものであり、誰もが閲覧できるものとなっています。</p>

参考

- ・ 著作権法昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号
- ・ 「逐条解説 測量法」(編著:測量法研究会)
- ・ 著作権テキスト 平成21年度 文化庁長官官房著作権課
- ・ 文化庁ホームページ「著作権なるほど質問箱」
- ・ 「著作権法コンメンタル1」(半田正夫 松田正行 2009 勁草書房)
- ・ 「データベース保護制度論」(蘆立順美 2004 信山社)
- ・ 著作権法(中山信弘 2007 年 有斐閣)

ガイドライン逆引き

ガイドラインの逆引きは、知りたい事項に対し参照する本編を紹介する。



一般的事項の利用しやすい記載例

1. 目的に関する記載例

- ・ 本サービスは、電子地図を利用してインターネットにより、御利用者の皆様に の情報を提供するものです
- ・ 本サービスは、 市が管理している、 を提供しているサービスです。

2. 利用条件に関する記載例。

a. 作成年次に関する記載例

- ・ 利用している 地図情報は、平成 年 月×日時点のものです。
- ・ 使用されている市町村名等は、平成 年 月×日現在のものです。
- ・ 表示している地図情報は、平成 年に作成したもので、地域によっては、現状と相違している部分があります

b. 保証に関する記載例

- ・ 本システムで提供する情報及び地理情報は、利用者の権利や義務の証明、手続や届出等の資料など、利用者の特定の目的に利用されても有用であることを保証するものではありません。また、コンピュータ上での動作については、いかなる保証もいたしません。
- ・ 表示に利用している地図は、土地の境界を示すものではありません。また、精度を超える縮尺に拡大すると、表示位置や現況との差異が発生します。
- ・ 本サービスは、土地の境界、都市計画情報その他の内容を証明するものではありません。また、表示される測量成果等は、地図の精度上及びデータの作成上の誤差を含んでおりますので、概略位置を示す参考図として御利用ください。

c. 問い合わせに関する記載例

- ・ 権利や義務の発生するもの、取引の資料とするものなどに使用する場合、重要な情報は必ず担当課の窓口で御確認ください。
- ・ 各地図の詳細な内容やご不明な点については 課へお問い合わせください。
- ・ 作成時期や入力方法等により現状を正確に反映していない場合があります。このため、権利義務等が発生するおそれのある重要な事項等への使用など、正確な情報を知りたい方は、必ず関係する課の窓口で御確認ください。

d. システムに関する記載例

- ・ 使用するブラウザによっては一部の機能が制限される場合があります。
- ・ インターネットへの接続環境によっては、正しく表示されない場合があります。

e. リンクに関する記載例

- ・ 本システムのトップページへのリンクについて事前に御連絡いただく必要はありません。但し、リンクされた場合は、リンク元のURL並びに管理者の氏名及び連絡先(電話番号・メールアドレス)を までご連絡ください。(リンクすることが適切でない

と判断した場合は、リンクをお断りする場合があります。)

3. 免責事項に関する記載例

- ・ 市は、本システムの利用によって発生する直接または間接の損失、損害等について、一切の責任を負いません。
- ・ 市は、利用者が本サイトの情報を用いて行う一切の行為について、いかなる責任も負いません。また、直接・間接的な理由に関わらず、本サイトを利用したことにより発生した損害・損失について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。

4. 運用に関する記載例

- ・ 予告なしに、内容を変更、削除したり、保守や停電等のためにサービスを停止したり、本サイトを休止、廃止する場合があります。
- ・ 利用者への事前の通知を行うことなく、利用（使用）条件等を変更することがありますので、利用者は本システムをご利用になる都度、利用（使用）条件等を御確認ください。

5. 著作権等に関する記載例

- ・ 本サイトにおける著作物の著作権は、特に表示のない限り 市に帰属します。
- ・ 各種の地理情報の著作権は 市に帰属します。許可なく複製・改編することを禁じます。
- ・ 本サイトで利用している地図の著作権の帰属先は次のとおりです
1/25,000 地形図：国土地理院
都市計画図：市
一般地図：株式会社

6. 禁止事項に関する記載例

- ・ 本サイトを利用して誹謗、中傷、その他公序良俗に反する行為をすることを禁じます。
- ・ 本サービスの地理情報を営利目的で利用することはできません。また、市に無断で、本サービスの地理情報を複製したり、本サービスから出力した印刷物を複写してパンフレット、チラシ等へ掲載することを堅く禁じます。

7. その他

同意の求めに関する記載例

- ・ 次の使用条件（注意事項）を御了承の上、「同意する」ボタンを押して、システムを御利用ください。

個人情報の取扱いに関する記載例

- ・ 登録された会員のメールアドレスは、システムからの情報を御提供する際にのみ使用し、他の目的には一切使用しません。

著作権法上の考慮事項についての記載例

1. 著作権の帰属先の明示

(著作権者が単独の場合)

本サイトで提供している全ての地図情報の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)は、市に帰属しています。

2. 共同著作物の著作者との合意による利用条件の遵守

(共同著作物の場合)

提供しているすべての地図情報は、県、市、××町、・・・が共有著作権を保有する共同著作物であり、県が、共有著作権を代表して行使します。

(二次的著作物の場合)

このサービスで提供しているすべての地図情報は、株式会社の×マップを編集して作成した二次的著作物であり、地図情報の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)は、市及び株式会社に帰属します。

・ 本サイトで利用している地図の著作権の帰属先は次のとおりです

1/25000 地形図：国土地理院
都市計画図：市
一般地図：株式会社

3. 原著物の著作者による利用条件の遵守

(他人の著作物の使用している場合)

このサービスで提供している地図情報の背景地図には、株式会社が著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を保有する×マップを利用しています。

4. 複製に関する条件

(複製する場合の手続)

- ・ 本データの全部又は一部を複製する場合は、市の承認を得る必要があります。
- ・ 本システムにより提供される地図情報を複製する場合には、測量法に基づく承認が必要になります。

(私的利用の場合の複製の許諾)

本サイトで提供する地図情報の複製は、著作権法第30条の要件を満たす場合、私的利用のための複製を行うことができます。

(利用範囲について)

市は、本サービスの利用を、御利用者が著作権法に定める個人的な目的に利用する範囲に限らせていただきます。

また、第三者に頒布、譲渡、営利目的で販売等することを禁じます。

5. 翻案に関する条件

(翻案する場合の手続)

市デジタルマップの翻案を行う場合は、市の承認を得る必要がありますので、下記へお問い合わせ下さい。

(問い合わせ先)

市 部 × × 課 (電話: E-Mail:)

6 . その他の条件

(引用時の明記事項の指定)

- ・ 本サイトで提供する地図情報を利用して他の作成資料等に転載・引用、頒布等する場合は、利用した地図情報名を必ず明記して下さい。
- ・ 「私的使用のための複製」や「引用」などの著作権法上認められた場合を除き、無断で転用・引用することはできません。